

1. 議事日程

(平成18年第2回安芸高田市議会6月定例会第4日目)

平成18年6月15日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
5番	小 野 剛 世	6番	川 角 一 郎
7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
9番	松 村 ユ キ ミ	10番	熊 高 昌 三
11番	青 原 敏 治	12番	金 行 哲 昭
13番	杉 原 洋	14番	入 本 和 男
15番	山 本 三 郎	16番	今 村 義 照
17番	玉 川 祐 光	18番	岡 田 正 信
19番	渡 辺 義 則	20番	亀 岡 等
21番	藤 井 昌 之	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

5番	小 野 剛 世	6番	川 角 一 郎
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長 建設部長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	岡田敦男	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

松浦議長

開会前でございますが、クールビズについてご了解をお願いいたします。

一昨日も申し上げましたが、安芸高田市議会におきましても、地球温暖化対策の一つとして、昨年度に引き続き、本年度もクールビズを実施いたします。

実施する内容につきましては、本会議においては、節度を保つため、ネクタイを着用いたしますが、上着については議長の許可により脱衣できることといたします。

本日はどうぞ上着を脱いで議事に参加いただきたいと思います。

午前10時00分 開会

松浦議長

それでは、時間が参りました。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、5番、小野剛世君、6番、川角一郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

松浦議長

日程第2、一般質問を行います。

一昨日に引き続き質問の通告がありますので、順次発言を許します。

18番 岡田正信君。

岡田議員

はい。18番。

18番、日本共産党の岡田正信でございます。市長に3点にわたって質問をいたします。

最初の1番目は、建設工事の入札について伺うところであります。

平成17年度の5月から、今年の3月までの建設工事の最終入札結果閲覧というのがあります。124件、私目を通させていただいたんですが、すべて指名競争入札によるものでございますが、この中で、予定価格及び安全価格と言いますか、行政の方から75%の予定価格いうか、最低価格いうものを設けておりますが、ことによりましたらその中で最低価格が4社くらい入札に参加されている。最終的には抽選の結果、落札したと、こういう状況が伺われたわけでありまして。したがって、指名入札競争であっても何かの問題がなかったのかどうなのか。適性であったのか、伺うところでございます。

2番目の法改正後の介護保険の問題でございます。

先日同僚議員が伺っておりますが、介護保険というのは、ご承知の

とおり、3年ごとに見直すと。今回の場合は、特別サービス部門を別会計を設けたように、かつての介護保険から軽いといいますが、介護度が軽いほうの分をひとつランクをつけまして、従来の要支援をサービス法に別会計にしたいということから、特別に予防プラン、こういうものをつくらなければならんと。これだけは先に決まったわけですが、私も文教厚生常任委員会にありますから、説明を受けましたけれども、その当時、政府の方からどういうことをどうするかということが詳しくまだ出ておらんわけです。いまだに、まだそこらが問題あるそうですが、それでも4月からスタートしたわけです。取り急ぎしなくてはならない行政に問われているのは、予防サービスのプラン制作、これが大変忙しいようであります。しかしサービスの方は、既に社協とのホームヘルパーの派遣事業にしましても、報酬まで下がったりますから、難しい面があちこちで起きとるようでございます。そういうなかでも市長としては、今まであった介護サービス、会計は別れても国のこの制度はしたらいかん、あれはしたらいかんということが出てきとりましようが、サービスの低下に繋がらん方策を市長自身が持つておられるのかどうかお伺いするところであります。

3番目の障害者自立支援法。これまた昨年国会で決まったわけですが、猶予期間がありまして、本格的には10月をめぐりにスタートするようであります。その中身も大きく変わりました。費用の10%定率負担が求められる、これだけは決まったわけです。それと同時にこの障害者の区分と言いますか、知的障害者、精神障害者、身体障害者、これが今まではその区分によって、サービスもそれなりに位置づけられとった。それをひとつにして、障害者区分認定されるわけですから、この聞き取り調査がまた大変なことだろうと思います。本市におきましては、全体の人数は把握しとりませんけども100人をはるかに増える状況ではないかと思うんです。その聞き取り調査、サービスの支給が大きく変わるわけですから、これも包括支援センターが本庁にできましたから、そこが中心に行われると思いますが、その準備がどのようになっているのか、そして、社協との今までのサービス程度、介護保険も障害者の問題とは別ですけども、こういうサービス問題がどのようになつとるか。例えば車いすを貸与されよったことが、時と場合によっては所得の関係とか、いろんな関係で叶えられないようになったとか、いうことがあるわけですが、この点をどのように考えられるか、サービス低下につながらないような具体的な方策は今ないにしても、市長としての考え、基本的な考えをお尋ねするところあります。

あとは自席にてお伺いします。

松浦議長

ただいまの岡田正信君の質問に対し、答弁を求めます。

児玉市長

市長 児玉更太郎君。

はい、議長。

ただいまの、岡田議員さんのご質問にお答えをいたします。

建設工事の入札についてのお尋ねでございますが、平成17年度において執行いたしました建設工事の入札は、規則に基づき公表しておりますとおり、契約額が250万円以上の工事が124件、契約額250万円未満の工事が42件で、合計が166件になっております。

執行区分では、条件付一般競争入札が1件、指名競争入札が165件で、うち抽選による落札者決定した案件が7件ございました。落札の状況は、予定価格の総額61億9千万円余りに対しまして、落札した額の総額が、56億8千万円余りとなっており、落札率は91.9%になっております。

なお入札にあたっては、関連要綱、要領及びマニュアル等を制定し、発注金額によりまして条件付一般競争入札、公募型指名競争入札並びに指名競争入札で発注を行うと同時に、情報公開によりまして透明性、公平性の確保に努めているところから、適正に行われておると考えております。

次に、指名競争入札の指名の方法についてでございますが、指名業者の選定にあたっては、適正な施工を実施するため施工能力を重視するとともに、経済的及び効率性を考慮して、工事の種類ごとに資格審査を行い格付の認定をしております。具体的には、工事の種類と金額の区分によりまして、それぞれの業者が持つ実績額や不誠実な行為の有無、経営状況、地理的条件などの諸条件を指名業者等選考委員会で客観的かつ、総合的に見比べ判断をしております。なお、指名業者の指名理由についても、公表を行い透明性の確保に努めているところでございます。

次に、法改正の介護保険について、介護予防プランの作成、介護予防サービス基盤についてのご質問でございますが、ご指摘をいただきましたように、要支援1・2と認定された高齢者の介護予防サービス計画、いわゆる介護予防プランは、地域包括センターの職員及び市が委託した、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが作成しておるところでございます。介護保険事業計画によりまして、来年度、要支援1・2と認定され、介護予防プランを作成する要支援認定者は、市内で690名に達する見込みでございます。

要支援認定者の介護予防プランは、市内の居宅介護支援事業所の協力を得ながら作成していく予定でございましたが、このたびの制度改正によりまして、市が委託する居宅介護支援事業所のケアマネージャー1人当たり8人の介護予防プランしかつくることできないという制限を設けられましたために、市内で最高240件程度の委託しかできず、残りの450件程度は、地域包括支援センターが担っていくことになると見込んでおります。包括支援センターの体制は職員4名で対応していますが、今後は、体制の強化を図る必要があると考えており、現在検討いたしております。

いずれにいたしましても、お尋ねのように、利用者がサービスを利用できない状況が生まれまいよう、最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護予防サービスの基盤についてでございますが、介護予防サービス事業所につきましては、現在市内にあるほとんどの事業所が、介護予防サービスを提供する届出を出され、サービスの提供に必要な量は確保されたものと考えております。

しかしながら、サービスの質につきましては、介護予防の主なメニューである運動機能・口腔機能の向上、栄養改善などに取り組む事業所がまだ少なく、真の介護予防に向けての課題が残っておりでございます。今回の法の改正によって、いわゆる要支援1・2軽度のお年寄りについては、健康づくりを中心にしてこのサービスを行うということが決められておるわけでございます。今までデイサービスに行っておられたお年寄りが法の改正によって、デイサービスに行けないという、デイサービスよりプールに行って歩きなさいとか、そういう健康づくりの方にこの観点が変わってきたと、こういうことでございますので、お年寄りの方も困難がきたしておるといふことであろうかと思っております。

そういう点については、十分我々としては、主旨の徹底も図ってまいらなければならないと、このように考えておるところでございます。結局はこの問題は、このまま今までどおり介護保険を続けてたら、介護保険がパンクするという、そういう国全体の実態があるわけでございます。今回3年に1遍ずつ改正する介護保険税の金額にしても、今までは月3,308円であったものが今度は、本年からは4,400円になると。3割税金が上がったということで、結局これを野放しにしとくと、今の予想では6千円までいってもまだ足らんようになると、こういうことで、国がそういう法改正をかけてきたと、こういうことでございますので、国の主旨はよくわかるわけでございますが、末端では非常に困ってくるという事態がありますので、我々としてもできるだけ困難がないように指導していきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、障害者自立支援法についてでございます。障害者自立支援法が制定されたことによりまして、利用者に原則1割の定率負担が求められるため、サービス利用を断念する人が出るのではなからうかと、またそうした場合の市としての対応はというお尋ねでございます。現在、本市には、在宅サービスの利用者が100名余り、施設利用者が130名余りおられます。新しいサービスは10月から受けることができますが、利用者負担は既に4月1日から始まっており、所得の状況に応じて負担上限額の設定や、食費等実費負担の軽減などの措置も講じられます。いずれにしましても、市といたしましては、独自の財源によりまして特別の支援策を設けることが難しいことから、市長

会等と連携を図りながら国及び県に対して制度の改善について要望することを検討しているところでございます。

次に、障害程度区分認定についてのお尋ねでございますが、障害福祉サービスは、介護支援は介護給付、訓練等の支援は訓練等給付に位置づけられます。また、介護給付の利用は10月から始まるため、本定例会にも提案しておりますように、認定審査会を設置いたしまして、障害程度区分の認定をする必要があるわけでございます。認定にあたっては、介護保険と同様に障害者及びその家族の方などを対象に必要な調査を行いまして、その結果を国が示す全国共通の判定ソフトを用いて1次判定を行います。審査会では、この結果をもとに医師の意見や調査員の聞き取り事項を参考に、2次判定を行います。いずれにいたしましても、昨年試行的に実施した結果からは、ほとんどの方が今までどおりのサービスが利用できるとの国からの報告を受けおります。また訓練等給付の利用については、審査会による2次判定や障害程度区分の認定はありませんので、できる限り障害者本人の希望を尊重した利用ができることになっております。さらに、現在施設への入所、または通所という形で利用をされておられる方については、新しい区分にかかわらず平成23年度末まで、引き続き利用できる経過措置が設けられております。

いずれにいたしましても、安芸高田市において障害福祉サービスが必要な方に適正なサービスが支給決定できるよう、調査員及び認定審査委員の方と連携を取りながら、進めてまいりたいと考えております。

なお、再質問については詳しくは担当部長、担当課長からお答えする場合もあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

松浦議長

以上で答弁を終わります。

答弁もれはありませんか。

再質問ありますか。

岡田議員

はい。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

先ほど、入札問題では、総額91%くらい市全体ではなるという、65億のあれで、56億で、91.9%ですか。落札率が。これは、この本庁舎の32億8千万円ですか、それも入りますので、この分の額だけ大きなもんですが、後の、残りは、250万円以下から、それから、私が調べさせていただいたのは250万円以上の指名競争入札に限ると思うんですが、この冒頭にもお話ししましたように、これは多分、これからの工事になるわけですが、管を埋める工事ですから、水道の本線くらいになるんですかね、上甲立の工事になるわけですが、これが予定価格は6,820万円で、行政の方がこの最低制限価格というのを5,115万円、これは予定価格の75%で設定されておるわけですね。その指名入札に関する業者は、11社あったわけです。11社のうち、2社が辞退されて、結局、入札に参加されておるのは9社

になるんですか。その中で、この75%の最低制限価格、5,115万円という落札価格を明記した業者が5社あるわけですね。ということは、適正に入札されたんですから、そのとおりだと思いますけれども、その、最低75%の予定価格の75%で落札というのは、そうそうないですよ。124件のうち、もう10件くらいありますけども。業者が11社も参加して、辞退が2社あって、そのうち、5社がぴしっとその価格にあうと。こういうことは、いわゆる今新聞紙上でいろいろとりざたされておりますが、防衛庁の国の方では、相当なもんがありますけども、この場合は、なにか漏れたような気がするんですよ。その価格は。だから、私らが資料をいただきましたけれども、4月の21日、全員協の中でいただいている資料には、入札にあたっての組織機構等についてというのをいただいておりますが、その中で、公共事業の入札契約適正化を推進するために入札管理工事検査担当課を配置しましたと、こういう場合、それとまあ対応の問題もあるわけですよ。機能の問題を見直しをされとるわけですが、これはされたことは、私はそれで良いと思うんですが、こういう結果が起きるということは、やはり、私の勝手な推測と言われればそうかもしれませんけども、いろんな方々に聞いたところ、そこでぴしっとあうことはないんじゃないかと、4社も5社も入札をしてね。ただ、行政職員が漏らしておるか、私は言いませんよ。だが、業者同士での話はあったんじゃないかなと思います。それは、私はどうのこうのは言いませんけども、その124件の中に、まだありましたけれども、市長もそういうところを、担当課からお聞きされとるのかどうか。1点お尋ねいたします。

それから介護保険の問題では、サービス部門をご承知のように、答弁もいただきましたが、そのようになりまして、このままいけば、自治体で介護保険料会計をつくるわけですから、国の方の制度そのものは変わらなくても、自治体によったら、介護認定者というんですか、その介護すればするほど、費用がかかるという性質のもんですから、どこの自治体でも、大変なようでございます。要は従来の介護保険よりは健康づくりが主体といわれましたけれども、その整理が、デイサービス行きよった人が、あなたは、今度はプールの方へ、歩行訓練の方へ進みなさいと、その徹底が、先日も同僚議員言っておりましたけれども、なかなか介護を受ける人は年寄りですから、政府の方が、決まりがこうなると、なして私が行かん、行かれんようになったかと、説明だけではちょっと行き届かんと思うんですよ。それは、ホームヘルパーの方にしても、デイサービスを担当する職員にしても、苦労しとってだと思っておりますよ。その点を自治体としては、国は財源を削る方につくったわけですから、介護サービスでも。やはり、自分のところの自治体がどのようにするかという、担当課だけではないんです。これは、この医療も関係しますよね、当然。そういう問題で、福祉保健部も市民部も税金のことも絡みますので、やっぱり、これからは、

特別なチームをつくって考えなおしていかんと、なんぼでも自治体によって財源を捻出して、高齢者をどう住みよい安芸高田市にするかということになりますので、その点の意気込みは、市長としてはどのように考えておられるか、再度お伺いいたします。

自立支援法については、聴き取り調査をされて、今までのようにサービスは同じだと言われますけれども、10%の分は、必ず自治体によって個人から定率、個人が納めにゃいけんわけですから、その納める状況によっては、その人その人のケースで事情が変わってくると思うんですね。その前に非課税世帯が云々と、免税点がありますけども、うちではそういうことはしちゃあおらんと思うんですが、認定するにあたって、所得の関係、80万円の問題がありますけども、障害者があるゆえに、その親なり兄弟なりが、貯金を将来のためだと貯めとった。それまで、調査はせにゃあいけん。うちの自治体でもそんなことをされとるんですか。その点をお伺いいたします。

松 浦 議 長

ただいまの再質問について、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

最初の建設工事の入札の件でございますが、現在もう情報公開ということになっておりますので、それぞれ、入札をする場合は、建設の入札の予定価格というのは公表をすることになっております。事前に。そういう情報公開によってなっておりますので、すべての入札につきまして、この予定価格は公表いたします。そうすると、その公表された予定価格の75%が最低制限価格ということになるわけでありまして、したがって、どの業者も本当にとりたいう時には、予定価格が公表されとるので、それに75%かければ、最低価格がでるわけです。最低価格、1円も違わんようにぴしゃっと入札をしてくるわけでございます。そうすると、先ほどのように、6社も7社も、最低制限価格ぎりぎりの同一金額がでてくる可能性はあるんです。そうすると、結局、その6社か7社か、そろった最低制限価格の入札をしたのが、今度はくじ引きでとると、こういうことになっておりますので、これは、業者間の問題でございますので、やはり業者の入札の姿勢によっては、そういうご指摘のような事態がおこってくるわけございまして、我々としては、安くできるんで、それは喜ばしいことであるわけございまして、しかし、本当に安くって設計どおりの工事ができるかどうかということもありますが、この予定価格の75%以上なら適正な工事はできるというように私達は判断をして、75%という、これはうちだけではないわけございまして、大体常識的には75%が限度額ということになっておるわけございまして。

それから介護保険の問題でございますが、ご指摘のように、本当に今までのデイサービスに行きよった皆さんが、介護度が低いということなんで、行けないと。今まではもうどの介護度でも、介護保険の対象になるものは、そのデイサービスに行ってサービスを受けることが

できよったんですが、それができないということで、特に、要支援1・2、介護度1の人については、今後は、元気になってもらって介護保険のお世話にならんようにと。こういうことの指導をやれということになりましたんで、健康づくりということが中心になってきております。そこの切り替えがご指摘のように大変難しい状況で、なして今まで行きよったのに行かれんようになったのか、という問題があるわけございまして、そこらは、包括介護支援センターが市にできておりますので、そこを中心にして、徹底して皆さんにご指導を申し上げたいと思います。それから、民間のケアマネージャーでは、1人のケアマネージャーが8人までしか計画がたてられんと、前にはかなりの人数計画が立てよったんです。しかし民間では、どうも政府も信用できるような計画ができとらんので、要するに民間は民間なりに、民間が儲かるようなこの計画をたてるというのが、今までの傾向であったということなんで、それよりか、本当に公的な機関が損得なしに正確に計画をたてるというのが、この包括支援センターの仕事であるわけございまして、結局は包括支援センターの職員が足らんという事態が今度は起こってくるわけございまして、そこらを十分新しい制度に対応できるように、我々も頑張っていきたいとこのように考えております。

この介護自立支援法の問題については、担当部長の方からお答えをします。

松浦議長

それでは、担当部長の答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

廣政福祉保健部長

預金調査等の実施でございますが、ご承知のように法改正が変わりまして、本人の収入が0円であっても、その負担はかかってくるという形になってまいります。それにしがいまして、本市におきましても、申請時におきまして、聞き取り調査を実施しておるところであります。

松浦議長

以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

岡田議員

議長。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

自立支援法の分では調査はしとると、私今収入の問題で、所得の問題で、例えば、家族の方がこの岡田正信は身障者だから、あと、困るけえいうて、わしの兄貴がわしの名義で、200万円か300万円貸しとってくれたと、それが、通帳を見せなさいと、こういうことをやとるということですね、調査をお願いしとるということは。その点、お尋ねすると、それから、介護保険のサービス部門では、市長に言われたように、別に民間が云々じゃないんですが、現時点でおきているのは、社協との今までの、介護保険制度の中での、社協とのホームヘルパーの派遣事業、社協が行っております。それが、やはり、報酬

単価の改定によって、市の方から頼まれてやりゃあやるほど、赤字になるという状況が既に生まれとるようですが、その点も含めて、だから、社協にお願いせんように、市が独自でやるんなら、今、市じゃあできませんから、やっぱり、社協へ、何がしの、赤字にならんぶんを補填をするようなお考えがあるんかどうか。再度お尋ねすると、入札の関係につきましては、情報公開に基づいて予定価格は皆さんに公表されると。75%は、それはそういう金額になる。じゃけえ、ことによっては、75%最低価格に設定してないのはいっぱいありますからね。その、今ちょっと部外のもんじゃから、それはする間がないんですが。私が100件余りを全部よう調べませんでしたけど、その中で、私は、高い設定をされとるのがあります。87%とか、87が一番高いくらいですかね。89%にもありますね。ですから、一概に業者がこの予定価格に75%いうて掛けてその最低価格やったら、それより低かったら、その対象者から入札しても落ちますからね。予定価格の最低価格より下じゃったら、適正な工事ができんということじゃから、落札できませんよね。ですから、一概に75%とはないんですが、業者同士が5社おうたんじゃけえ、たまたま合いますよね、それは、75じゃけえおうたんですよ、そういうこともありましようが、私が心配するのは、よう新聞ざたになっとりますが、この値段が、89%なら89%に設定しとったものが、漏れちゃあいけんでというのが、私は心配するんですよ。やっぱり、用心には用心をせにゃあいかん。安いほど、できればそれはいいんですが、というように、やっぱりこれをつくられたのは、そういう経過があったけえ、つくられたんじゃないんですかね。この作業は読み上げましたが、資料をいただいた18年度の組織の機構等についてという分で、公共事業の入札契約適正に推進するために入札の管理、工事の検査等課長を配置しましたというのは、そういうのは多少あったんじゃないんですか。その気持ちも、きしと漏れちゃいけんし、適正な工事を監理せんやいけんというのがあったんじゃないですか。お尋ねします。

松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

児 玉 市 長

まず、市長 児玉更太郎君。

我々としては、入札をして、安いばかりがええいうわけじゃないんで、本当に、予定どおりに設計どおりに、入札をしてもらう、工事をしてもらうということが、一番大事なことで、しかも、安ければ、なおいいと、こういうことになるわけでございます。したがって、予定価格を公表しないものもあります。例えば、物品の購入等については、予定価格は公表しておりませんので、それぞれ自分の思うところに、入札をされるということでもあります。土木工事等については、ほとんど公表をしております。そういう状況でございます。予定どおりに正確な工事ができるように、我々も、努力をしていきたいと思えますし、その75%ぎりぎりまで全部揃うと入札がそろうというのは、

これは、業者の問題でございますので、業者が一生懸命自分も取りたいという努力を示されたことであろうとこのように考えておりますので、我々としては、75までいっちゃあいけんとか、そういうことは言えない立場でございますので、自由に競争していただくというのが、原則であります。

それから、介護保険の問題でございます。御存じのように非常に国も費用を出すのを渋って切ってきておる。したがって、御存じのように今までどおりにはいかないというのが実態でございます。今までどおりの考え方でヘルパーを派遣したら赤字になると、こういう状況が既に起こってきております。これは、どこの事業所もこの問題で非常に困っておるということでありまして、国がもう単価を示してきておりますので、難しいという問題がございますので、我々としてはこの範囲内で、ひとつ努力をしていただきたいとこのように考えておるところでございます。

松浦議長

再々質問に対し答弁を求めます。

廣政福祉保健部長

福祉保健部長 廣政克行君。

申請書の調書の件でありますけども、あくまで調査しますのは、本人名義のみの通帳等を事情聴取させていただくという形になります。

松浦議長

以上で岡田正信君の質問を終わります。

~~~~~

松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

青原議員

11番 青原敏治君。

松浦議長

議長。

青原議員

はい。

11番、あきの会の青原でございます。よろしくお願いたします。私は安芸高田市総合計画について市長さんのご所見をお伺いたします。

総合計画書の中で、土地利用計画構想のことでお伺いたします。

市内を3つのゾーンに分けて計画を実施するように書いてあります。合併して丸2年経過してどのように推進されたのか、また、どうされるのか。例えば、八千代、吉田ゾーンでは利用性の高い田園居住の場とありますが、どのように考えておられるのかお伺いたします。

54号線バイパスが後数年で全線が開通すると予想され、特に八千代の場合、広島市内への通勤圏内と考えますが、土地利用計画をどのようにするのか、受入れ態勢をどのようにするのかをお伺いたします。

また、甲田、向原地区についても同じことが考えられるが、市長のご所見をお伺いたします。

松浦議長

ただいまの青原敏治君の質問に対し、答弁を求めます。

児玉市長

市長 児玉更太郎君。

ただいまの、青原議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、安芸高田市総合計画の土地利用計画構想についてのお尋ねで

ございます。

新市建設計画においても、市総合計画の基本構想の中におきましても、美土里、高宮地域を自然環境・交流ゾーンに、吉田、八千代地域を集いと文化・歴史ゾーンに、また、甲田、向原地域を田園居住ゾーンとして、各地域の特性に応じた整備を図ることとして策定をしております。議員がご指摘のとおり、本市は広島市、三次市、東広島市に隣接し、中国縦貫自動車道、国道54号、主要地方道広島三次線及びJR芸備線で結ばれておりまして、交通の利便性の高い地域であると認識をしております。特に、国道54号可部バイパスの開通が、ご指摘のように目に見えた昨今、吉田、八千代地域においては、広島市への通勤圏としての利便性、また、定年後の第2居住地としての活用の可能性が高くなるものと考えております。したがって、まずは、上下水道などの生活環境の整備を図るとともに、田園環境と調和した住宅建築を促進し、都市近郊からの流入、定住人口の確保をしていきたいと考えております。

また、甲田、向原地域におきましては、通勤JR向原駅へ隣接した駐車場をパークアンドライド事業によりまして整備したところでございます芸備線の利用促進と、定住化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。ただ、本市の極めて厳しい財政状況を鑑みますと、それぞれの地域においてハード事業を積極的に展開できる環境にないことは、ご理解をいただいております。事業の緊急性、熟度などを考慮するとともに、ソフト事業の展開もあわせて検討してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

また、後ほど再質問の中で、具体的には担当部長の方からも不足の説明をしていきたいと考えております。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

青原議員

議長。

松浦議長

11番 青原敏治君。

青原議員

私が期待をしておいた答弁ではなかったように感じております。

私がお尋ねしたのは、土地利用計画をどのようにするかという質問でございます。その点をご理解して答弁をしていただきたいというふうに思います。

過去八千代町において、上根バイパスの部分開通の時、相当数の住宅用地転用申請があり、規制緩和の要望が多々あったことを経験しています。転用規制、いわゆる農地法、農申法の緩和を検討するのかどうか質問しているわけでございます。定住人口の増加を模索するなら、土地利用を計画的に進めるために、事前に検討を対処しておく必要があるのではないかと考えます。バイパスが完成後に対応しては時期を逸するのではないかとこのように考えております。無計画な開発が進み、また、住環境整備、特に下水道整備等はどのように推進していこうと

しているのか、先ほどは、答弁の中では、財政状況が厳しいということで答弁でしたが、個人住宅建設で浄化槽の設置と下水道普及との関わりはどうかあわせてお伺いをいたします。

松 浦 議 長

ただいまの再質問について、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

土地利用計画等の問題については、担当課長の方からちょっとお答えをしていきたいと思いますが、私が合併前から聞かせてもらっているのは、八千代町時代には既に54号沿いの土地については、かなり規制を緩和する措置をとっておられると、こういうように聞かせてもらっておるわけでございます。ご指摘のように問題は土地利用を宅地等に転用する時にいろいろ規制があるわけでございまして、そこらの規制を緩和できる方法というのは、とる必要があろうと思います。しかし、また、状況によっては、これによって虫食いのようになって、農業がまた衰退するという、いわゆるその耕地が虫食い状態になるという問題がございますので、これはやはり慎重にやっていかないと、やあいやあいのんじゃないかと、このように考えております。また、下水の問題については、一番大きな住宅を導入する場合の課題でございます。現在のところ、八千代町は特環いうんですか、あれは正式には、特別環境なとかいう長い名前なんですよ、要するに我々は特環いうとるんですが、その水道の事業で今計画的に進めております。例の新庄みそのところへ最終の処分場をつくるということで、これは、最終の処分場は御存じのように完成をしておるわけでございます。なかなか国道54号が中にあるということで、工事費が非常に管路を埋めていくのに高くつくという問題で、ご指摘のように前に進まんという問題があります。八千代町のご意見としては、もう特環でやれと、基本線の特環で決めただから、暇がかかっても特環でやれというご意向が大部分であるとお聞きをしております。したがってこれを見直すかどうかいという問題も、やはり、見直しをすれば、見直し方法もあるわけでございますが、八千代町全体の処理場が既にたっておるという問題もございまして、非常に見直しも難しい状況にあるわけでありまして、そこらを、皆さんと協議しながらどのように早く進めていくか、あるいは、見直しの方法があるかというようなことも今後検討をする必要があろうかと、このように考えておるところでございます。

松 浦 議 長

引き続き、担当部長の答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

長期総合計画におきまして、土地利用の構想を示させていただいております。この中で、冒頭市長がご説明申し上げましたように、吉田八千代地域につきましては、集いと文化・歴史ゾーンということで、とりわけ、吉田は本市の中心でございますので、タウンセンターとしての機能を集積させると、そういったことが集いという表現であろうかと思えますし、さらに、八千代町の土師ダム周辺のそういった観光

なり、または、郡山城等のそういった観光文化のそういった史跡等があるということから、そういったゾーンにしております。そういった中で、特に八千代町につきましては、広島市に隣接をしているというそういう立地条件を活かしまして、利便性の高い田園居住の場、都市近郊の観光レクリエーション、農業生産の場として位置づけると、こうした位置づけのもとで、まずは、住宅上下水道など生活環境の整備を進め、広島市を中心とした都市からの流入や定住を促進していくと、こういった大枠の土地利用の考え方を示しておるところであります。したがって、この土地利用に基づきまして、この地域のいわゆる利用、土地の利用というものを誘導していくということだろうというふうに思います。

そういった意味で、先ほどからご指摘のとおり、住宅ということであれば、当然建つためには農地の転用ということもございますし、さらには、上下水道の整備等の問題も関わってくるだろうというふうに思っております。そこらあたりを総合的にこれから検討していく。先ほど、市長が申しあげましたように、下水等につきましては、非常に難しい問題もございますけども、現状のままですと、いわゆる上根地区につきましては、相当の時間がかかると、こういったことの中で、どのような対応をしていくのかということが、今後の土地利用の大きな課題になってまいるだろうというふうに思っておりますし、議員からもご指摘ありましたように、農地転用等につきましても、そういう状況にどのように対応していくのかということが今後の課題になってくるだろうというふうに考えております。

以上であります。

松 浦 議 長

以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

青 原 議 員

議長。

松 浦 議 長

11番 青原敏治君。

青 原 議 員

はい。今答弁をいただいたんですが、答弁のことは、今の総合計画書を見ればわかるんですね。私が聞きたいのは、この2年間で、どういうふうにしてきたかとその推進状況を教えて下さいやということを、ここに言うてるんですが、そのことは全然ない。今からこうします、ああします。それは、やって当然ですよ。だけど、今まで何をしてきたのかというのは、全然回答に出てきてないんですね。そのところを私は聞きたい。全線開通して、開通してどうしようかのという、ほいじゃあ今から準備しようかというんじゃ遅いんですよ。先ほど市長さんが、答弁の中で言われましたけど、住宅を虫食い状態に、どこやかしこへつくっていく、それを規制するのが、やはり、計画の段階じゃないかというふうに私は思うんですが、この計画書がね、高い金を掛けて、計画書をつくって、絵に描いた餅じゃだめなんですよ。私はそういうふうに思います。だから、何回も言うようなんですが、今まで、

何をしてきたのか、これから、どうしようとするのかいうのを、聞きたいんです。あればご答弁を願います。

松 浦 議 長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 ちょっと私も詳しいことはわからないので、今支所長さんにお聞きしたんですが、いわゆる農業振興地域の枠の中に入っておりますと、転用が非常に難しいと。農地転用が、いう問題があるんで、八千代時代に既に国道を挟んだ50メートルくらいの区域は農振地域から外した施策がとられておるようでございますので、この問題は八千代町さんとしては、早くそういう先見性をもった施策をしておられるというように、考えておるわけでございます。

問題は下水の問題が一番頭が痛い問題でございますが、八千代町時代にも、単独の合併浄化槽に変更するかどうかという問題が前町長さんの時代に随分論議をよんだようでございますが、結局は、町の施策として特環でいくと、こういう施策を出されたようでございますので、それを引き継いで、市が一生懸命今整備を進めておるということでございます。農振地域をさらにどの程度外していくかというような施策は、今後やっぱり状況をみながら早急に対応していくべき問題じゃろうと思いますし、具体的には、小学校の後の今体育館を解体するように本年度の予算で計上しております。そうすると、そこが平地になるので、その利用計画をどうするかということも、具体的にはもう皆さんとご協議をしていく必要があるというように考えておりますので、ご指摘のように、状況に応じてその対応をしていくように努力をしてまいりたいと思います。

松 浦 議 長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時15分 開会

~~~~~

松 浦 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

20番 亀岡等君。

亀 岡 議 員 はい、議長。

新政会所属の亀岡等でございます。

私は先般来地方自治体において、大きな感心と、また危機感をよんでいる新型交付税に関係をいたしまして、市長に質問を行います。

そもそも現行の地方交付税は、国が定めた一定水準の行政サービスを全国どこの自治体においても適用できるよう、その必要な財源を保証するために自治体間の調整をしていくと、こういう制度でございます。今日までそれが続けてきておられるわけですが、しかし、



今交付税改革として言われております新型交付税は、人口と面積を基準にして配分すると、また交付税を交付しない自治体を全国自治体の半数に及ぶ数にまでもっていくと。これは、いろいろ論はありますが、こういっているのは経済財政諮問会議が広がっていますが、そうしたやり方を通じて戦後から今日まで地方自治の財政面を支えてきた現行の制度を大きく変革をするものであると言わなければなりません。さらにその大前提となりますものは、交付税総額の削減にあると言われておりまして、これまでの地方自治体の財政構造はまさに崩壊につながっていくのではないかという感があるわけでございます。こうした最近の地方交付税をめぐる論点や動きを見ますと、新型交付税の来年度導入は必至という状況にある、そう言っても過言ではないと思うわけでございます。地方交付税への依存度の高い本市におきましては、その影響は少なくないということが予想されるわけですが、市長におかれては、この件をどのように受け止め、対処していこうというお考えをお持ちなのか、所見を伺います。

松 浦 議 長

ただいまの亀岡議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの亀岡議員さんのご質問にお答えいたします。

新型交付税の導入と市の対応についてというご質問でございますが、総務大臣の私的諮問機関であります地方分権 21 世紀ビジョン懇談会は、平成 18 年 5 月 26 日に新型交付税の導入や地方債の完全自由化、地方公共団体の再生型破綻法制の整備などを柱とした報告書案をとりまとめました。

この報告書案については、今後、全国知事会、市長会など地方 6 団体側の意見を聞いた上で、最終報告を総務大臣に提出し、政府がまとめる骨太の方針 2006 への反映を目指すものとされております。

ご質問の、新型交付税制度についてでございますが、現行の交付税の算定基準は電話帳のような分厚い、複雑で非常にわかりにくいものであります。来年度から、基準財政需要額ベースで 2 割程度を人口と面積で配分し、その後 3 年間でその割合を 3 割程度まで拡大し、長期的には人口を基準とする配分割合を拡大するものとされております。

現段階では、改革の具体的な根拠数値等が示されておられませんので、当市の影響額は把握できませんが、長期的には、一定規模以上の自治体の半分が交付税の不交付団体となる計画であることから、交付税の減額の影響ははかり知れないものがあると予想されます。人口を基準とする配分割合が増えると、当然、中山間地に属する過疎地域である当市の交付税が大きく減額することは自明の理でございます。

このたびの、地方行財政制度の改革案は、ほぼ既定の方針となっておりますので、現在示されております新型交付税制度の来年度からの導入の回避というのは、非常に困難ではなからうかとこのように考えておりますし、先般 5 月の 31 日に全国から、全国 6 団体の代表約 1

千三百人が集まった地方財政危機突破大会が東京で行われましたが、私もそれに参加いたしました。全国各市町村がこの地方交付税の見直しに大変な危機感を持っており、というのが実態であります。このたびの地方行財政制度の改革は、ほぼそういう方向で回避できないのではないか、我々は反対しながらも、非常に危惧をしております。

しかしながら、地方改革案の現状は現状として、地方財政の悪化の事実は事実として真摯に受け止め、現在、安芸高田市が進めております行政改革、職員管理適正化計画、行政改革集中プランの厳正な執行を推進しつつ、市民本位の行政運営の確立に努めてまいりたいと考えております。

合併前には、地方交付税を主たる財源として、それぞれの町が、きめ細やかで均一な行政サービスを行ってまいりましたが、これから先、交付税に依存した住民サービスの確保は困難となることは明らかであろうと考えております。経常経費等固定経費の抑制、職員人件費の抑制、事務事業の見直し、受益者負担の考え方、公営企業会計における独立採算制の原則等、歳入の確保、歳出の抑制、さらには現行の行政執行体制の再構築等、見直すべき点はすべて見直し、交付税に依存しない、真に必要な市民サービスの構築が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、これから先、安芸高田市が持続的に発展していくためには、今までの負債を返済しながら、限りある財源の中から安芸高田市の未来へ向けて投資をしていく必要があると考えております。必要最小限の経費で最大の行政効果が得られるよう、行財政全般のさらなる見直しを行ないまして、効率的で市民の立場から信頼感のある行政執行体制の確立に、職員が一丸となって努めてまいりたいという所存であります。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

亀岡議員

再質問ありますか。

松浦議長

議長。

亀岡議員

20番 亀岡等君。

市長の決意を伺ったわけでございますが、既に地方交付税におきましては、合併時点も旧6町の交付税額を10年間補償するという政府の合併推進に対する方針というのを、たびたび我々も聞いてきたわけでございます。このこと自体は、国の税収とか基本的なそういった面も関係いたしますので、あえてそれを絶対的に考えるというのは無理であろうということも理解はできますが、そういったことを考えてみますと、既に交付税額、当時の総額から言いますと、合算額から言いますと、後退をしておりますわけでございます。こういう中で国は基本的には国の歳出減をひとつの大きな方向として踏まえながら、今日の交付税改革をおくってでてきているということでございまして、当然、この自治体としては、今市長が申されましたような面を最大限努力を

して、自治体住民の生活と福祉を守っていかんやあけんということで全くその点は同感であります。ここでいろいろまだ想定された部分もありますので、議論展開することは差し控えたいと思いますが、基本的には、やはり財政力が弱まってくるといいますか、厳しい状況になりますと、どうしても国や県の行政改革とは違いまして、末端で国民の皆さんといいますか、住民の方と直接接点をもつ自治体の政治というのは、本当に厳しいわけでありまして、そこから先にそのしわ寄せをもっていくところはないと。自治体自らがしわ寄せを受け、基本的には、同時に住民もしわ寄せを受けていくということが大きな問題であります。どのような状況になろうとも、自治体住民を守っていく地方自治の役割、これを厳守して、この改革が実際に実現してきた場合に住民に負担増をさせないという決意を持って望んでいただく。答弁もそういうことでしたが、さらにその点のご決意をお伺いして終わりたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

はい。5月の31日の地方財政危機突破大会の情勢から見ても、全国の市町村がこの問題で一番大きな行政の課題として危機感を持っておると、こういうことがよくわかるわけでございます。しかし、いろいろ国の実態を見てみますと、現在国の台所というのは、1年間に約80兆円金がいるということでありまして、しかし、税金等の主な財源は、50兆円しかないということ、その足らん30兆円を毎年国債という起債で借金をしてその国は運営をしておると、こういうことございまして、その借金が500兆円を超えたということでありまして、いつも言いますように、家庭で言いますと、500万円しか収入のないものが、毎年800万円の暮らしをして、毎年300万円からの不足を借銭してきたと、その借銭がたまりたまって5,000万円までになったと。これ以上の借銭はもうできんというのが、国の台所でもあるわけでございます。それはよくわかるわけございまして、特に今後医療費福祉にものすごい銭がかかるという中で、プライマリーバランスという入る方と出る方を、バランスをとるということになると、どうしても足らずの30兆円を何処ぞからきってこにゃいけんということであるわけございまして、我々も国の台所はわからんことはないわけです。

しかし、実際に地方交付税が安芸高田の場合でも、本年度の207億の予算の中で、42%くらいを占めておるんじゃないだろうか。この42%の歳入が減ってくると、0になることはないと思いますが、こたえてくるというのが実態でございます。そういう実態があるわけございまして、こないだ、東京に行った時に、県の役人も一緒に同行しましたんで、県内でこの新型交付税で各市町村がどがなるかというのを算用しとるんじゃないかという話をしたんですが、いろいろ複

雑な要素がありますんで、ぴしゃっとした算用というのは出んと思いますが、やはり、どうも安芸高田市の場合は減るとというのが実態のようでございます。

したがって、今後国が本当にこれをやっていくかどうかというのはまだ決定はおりておらんようであります、恐らく何にしても国が銭がなくなったということで、これはやってくるに違いないというのを私は予想して、今後の行政はやらにゃあいけんのじゃないかと、このように、これは、良い悪いは別なんですよね。合併の時に総務省の法の中に、交付税は減さんというのがあるわけです。その法律違反を小泉さんはあえてやってくるということなんで、約束違反というのは八方で、今の内閣はやってきておるわけですが、それは、我々はだまされたというしかないわけでありまして、しかし、現実国の実態はそういう方向にあるわけです。先ほどご質問がありましたように、もう障害者の福祉まで切りだしたと。老人の福祉まで切りだしたと。それは金がないけえしょうがない。また、昨日は医療費改定が国会でとりましたが、70以上の10%のものは2割に、2割のものは3割になるような、すべてがそういう方向になっていきよるんで、我々も覚悟して、今、市の行政も今のうちから合理化をやっていかにゃあいけんというように私は考えております。

松浦議長

以上で、亀岡等君の質問を終わります。

~~~~~

松浦議長

続いて、通告がありましたので発言を許します。

8番 赤川三郎君。

赤川議員

議長、8番。

松浦議長

はい。

赤川議員

8番、新政会所属の赤川三郎でございます。

先に通告しております百選認定後の取り組みについて、ご質問をいたします。

毛利元就ゆかりの郡山城が中世の山城の代表として、財団法人日本城郭協会が選定する日本百名城に選ばれ、城の日である4月6日に認定書の贈呈がありました。郡山城は毛利氏の本拠城として、1300年代の中頃築城し、1523年に元就一行が入城後、全山を城として拡大し、郡山合戦をはじめ、幾多の合戦で勢力を上げた拠点の山城でございます。と同時に国の指定史跡にもなっているところでございます。

このたびの日本百名城認定は、日本が誇る文化遺産でもあり、また、吉田を初め、安芸高田市のシンボルでもあります。平成9年、毛利元就生誕500年の記念行事で、吉田町では、元就村を開村し、また、時同じくして、NHK大河ドラマ毛利元就をテレビ放映いたしました。元就村や、また郡山城への全国から50万5千を超える方々が訪れられ、町をあげてにぎわったこともまだまだ記憶に新しいところでござ

います。市として郡山城、日本百名城の認定を機に、史跡と文化の町、安芸高田市を全国への発信と、観光客などへのあたたかくお迎えするための案内板などなどの施設整備と啓発活動が急務であると考えます。

また、昨年8月27日には財団法人ダム水源地整備センターから八千代湖、土師ダムがダム百選に選ばれ、石碑除幕式も行われました。安芸高田市にとりまして、大変名誉なことであります。市内にはこれまで地域に多くの史跡や文化財があります。今回の百選を受け、安芸高田市の観光資源としての大いに活用することを望み、安芸高田市を全国に発信するチャンスでもあると考えます。市として友好的な観光振興施策等の取り組みについて、市長のご所見をお伺いいたすものでございます。

答弁によりましては、自席にて再質問をさせていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの赤川三郎君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの赤川議員さんのご質問にお答えをいたします。

毛利元就ゆかりの郡山城が中世の山城の代表として、日本百名城に選ばれたことにつきましては、ご指摘のとおり、我々も大変喜んでおるところでございます。とりわけ、県内では3つ指定をされましたが、広島城と福山城、それから中世の山城として、郡山城ということで県内では3つが選ばれたわけでございます。来年の4月からは、全国スタンプラリーがこの百名城を回るスタンプラリーが始まるということで、大きな話題になっておると思います。郡山城一帯は、国の史跡として指定されておりますように、中世の貴重な文化遺産であることの認識のもとに、研究、保全、活用に努め、後世に伝えていくことを基本としながら、同時にご指摘していただいておりますように、史跡と文化のまち安芸高田市をアピールしていくことが重要であろうと考えております。安芸高田市総合計画におきましても、観光施設を有効に活用し、観光行動の活発化を推進していくため、歴史、文化的資源の有効活用や農林水産業などの体験型観光の推進、イベントの開催、周遊型観光ネットワークの強化など観光資源の有効活用を図ることとしております。

現在、このたびの認定を機に、記念碑、横断幕等の設置をはじめ、城への登山道の整備、案内板の整備などにつきまして、史跡ガイド協会等関係団体のご協力をいただきながら、教育委員会、商工観光課関係部署が一体になって計画を検討しているところでございます。

なお、郡山城の周辺は、県の砂防課が計画して実施しております砂防公園が、本年度でほぼ完成するというところで、先日私も現場に行ってみました。随分立派な広い砂防公園ができておりますので、この周辺の砂防公園また緑地環境保全などの地域指定を受けておりますので、県等、関係機関と協議して、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

松 浦 議 長

以上で、市長答弁を終わります。
再質問がありますか。

赤 川 議 員

議長。

松 浦 議 長

8番 赤川三郎君。

赤 川 議 員

今市長の方からうれしい答弁をいただいたというように思うところでございますが、そして、市も、財政厳しい折にまたこうした百選に選ばれたという本当に名誉なことも重なりまして、周辺整備を検討中という答弁をいただいて安堵の気持ちであります。先ほど申されましたように、郡山城周辺にはいろいろと史跡文化財が多々あるわけでございます。こういったことを来年4月から百名城のスタンプラリーを始めるということでもございます。これからまた多くの県内外の観光客もみえるかというように推測するところでございますが、何にいたしましても、そういった整備が必要であろうということは、今更言うまでもございません。そういった形の中で、どうしても観光施設として、これから、有効に利用していく必要があるというように思うところでございます。そういった時に3月の定例会でも同僚の議員の方から、観光の推進についてということで、質問がなされたその答弁の中に、今後は観光協会並びに商工会との協議をしていくことが必要という答弁もあったわけでございます。いずれにいたしましても、安芸高田市のそういった観光施設のネットワークづくりが必要であろうというように考えるところでございます。新政会の会派におきまして、安芸高田市内のいろんな観光施設を視察をさせていただきました。その代表者の方も同じようなことを言われるわけでございます。また、5月の末には、議会といたしまして、甲田町のある企業に視察に行かせていただきました。その企業の方が言われるのに、県外から旅行者があり、庭園は見て帰られたが、よそに安芸高田市には見るところがないと言ってそのまま帰られたという話を聞き及んでおります。

今後、そういった百選の認定の後に、本当にこれからの観光施設のそういったネットワークを早々に立ち上げてですね、安芸高田市のいいところを全国に発信していただきたいということを望んでおるところでございます。今後そういったネットワークづくりについてのご質問をさせていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

赤川議員ご指摘のように、特に最近は観光の中での体験型観光とかそういうようなものが非常に感心を持たれております。そういう意味では、安芸高田市には体験するところもあれば、見るところもある、あるいは、史跡もあるということで、ここらをネットワークを早く立ち上げて、PRしていく必要があると、今までもそれをやっておりますが、後ほどまた、産業部長が今までの取り組みを具体的に報告をさせていただきますと思いますが、先般も、土師ダムの下に、今計画

をさせてもらっております、農産物処理加工施設の施設についても、やっぱり新しい全国的なシステムの取り組みということなんで、見学コースをずっと2階にガラスの部分をつくる計画も持っておりました。それで、たまたまなんかの行事で、私は土師ダムのサイクリングターミナルへちょっと行った時に、ちょうど、広島駅弁の社長とばったり出会しまして、ここの施設を一番ログハウスのような施設を貸してはもらえんだろうかというようなお話がありましたので、これをどがに考えとってんですか言うたら、うちは学校の子もやらなんかのいろいろな体験で新しくできる工場を見てもらう観光コースを考えていると、市内の土師ダムをまわって、ここで昼食をとるコースを今考えよるといような話でありました。さすがは企業だなという感じがしたんですが、そういうような構想もありますんでそういうところと協議しながら、新しいタイプの観光コースを考えていく必要があると思います。

また、部長の方から答弁をさせていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

観光に関わりますネットワークづくりの基礎となります、組織の立ち上げでございます。議員のご質問にもありましたように、3月にもご質問いただいたところでございます。今年度そういった組織についての取り組みをしていくということでお答えをさせていただいております。

5月に県の方の主催ではございますが、産業活性化推進協議会という会議を開催させていただきまして、その中でも、そういった市内の施設を結んだネットワークづくりが急務であるというようなご指摘もいただきました。そういった中で、県の方もそのネットワークづくりに参加をして指導助言もしていくということで、実は6月の最初に県とのまず第1回目の協議をさせていただいてきておるところでございます。これを受けまして、市内の関係の施設あるいは現在市内には任意団体の観光協会がございまして、そういったところとの協議を現在予定をさせていただいておるところでございます。いずれにしましても、このたびの百選を機に再び入り込み客の増というところに取り組みをしていきたいと思っております。

現在、この百選に選ばれまして以降数社の旅行会社の方からも問い合わせも入ってきております。来年の4月以降のスタンプラリーの開催に向けて、先ほど市長が答弁をさせていただいておりますが、施設等の整備をすると同時に、そういった市内の施設を有効的に活用したネットワークづくりを今年度確立していきたいというふうに現在取り組みを進めておるところでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

ただいま再質問の答弁を終わります。

再々質問はありますか。

赤川議員

議長。

松浦議長

8番 赤川三郎君。

赤川議員

はい。今答弁をいただいたことを速やかにひとつ執行していただきますように望んで終わります。

松浦議長

以上で、赤川三郎君の質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開会

~~~~~

松浦議長

それでは時間がまいりました。

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

10番 熊高昌三君。

熊高議員

議長。

松浦議長

はい。

熊高議員

それでは、あきの会の熊高昌三です。通告に基づきまして、質問させていただきます。

行政、議会、そして住民自治組織のまちづくりシステムについてということで市長にお伺いいたします。

行政改革、地方分権が推進される時代にあって、行政、議会、住民自治組織の三者がそれぞれのあるべき力を発揮するためには、今何が一番求められているかということで、お伺いしたいというふうに思います。中でも、二元代表制の中で、市長と議員の役割の認識がこれまで以上に問われてきていると、私は思っております。そうした中、先の5月18日、北海道栗山町議会で、議会の活性化を目指し、本会議で議員同志の討論を中心として議会の運営し、町長らの本会議の出席を最小限に規定、また、町長、職員らが議員に対して、逆質問も可能とした。また、議員と町民が町長に対し自由に意見交換する一般議会を設置するなどの議会基本条例を全会一致で可決し、5月18日当日施行をされたようです。また、最近議会運営委員会でも、現在検討しております一般質問の一問一答形式の導入など、議会と行政の関係も少しずつ変化を見せているというふうに考えております。市長にそういった栗山町の基本条例に対するご感想、市長ももともと議員でいらっしゃいましたので、両方の立場が非常によく理解された立場ではないかということで、その辺の感想もひとつ聞いてみたいと思います。

そして、安芸高田市でも現在、住民自治活動を活発化する中、住民意識の変化も進みつつあります。車の両輪といわれる議会がその変化にしっかりと対応し、一步も二歩も先をつかむ必要があると思われま。そのためには行政も議会も、情報公開の徹底をはかり、議会は政

策の後追いチェックではなく、行政は市民や議会に同時進行の議論の場を提供する必要があると考えております。

そういった点について、市長のお考えをお尋ねするものです。

以上、質問終わります。

松 浦 議 長

ただいまの熊高昌三君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの熊高議員さんのご質問にお答えします。

行政、議会、住民の自治組織のまちづくりシステムについてのご質問でございますが、まず、市長と議会の二元代表性の中でのそれぞれの役割と認識が、今後ますます問われてくるのご指摘でございます。

このことは、第28次地方制度調査会答申と今国会の議論にもありますように、地方分権が進み、地方の自主性と自律性が拡大しつつある中、まさにご指摘のとおりと感じております。

次に、質問の本旨であります行政と議会、住民自治組織によるまちづくりのシステムについてでございますが、これらの組織が一つの仕組みを構築していくためには、行政側として、あらゆる情報の開示を徹底することがまず第1の条件であろうと考えております。このような環境が整う中で、住民自治組織が主体で構成されているまちづくり委員会が、市民参画の立場でその機能を十分発揮していくことが、協働のまちづくりシステムの基盤になるものと考えております。

また、議会は住民代表の議事機関としての機能を拡充しながら、地域にあっては市民の皆さんと密着した関係の中で、住民自治活動の充実のため指導助言をしていただき、行政は政策決定過程への住民参画の推進や情報共有の場の確保、また、住民自治活動に対する適切な支援など、それぞれの役割を果たしていくことが重要と考えております。

いずれにいたしましても、今はまだ徐々に活動が充実し始めている住民自治組織の基礎をさらに固めると同時に、市内全域に広がりを持たせていくことが重要と考えております。議員の皆さんにおかれましては、今後とも安芸高田市が進めようとしております住民自治のまちづくりについての、ご理解とご協力をお願いするわけでございます。

ご指摘の北海道の栗山町の状況についても新聞等でも見させてもらっておりますが、やはり行政と住民との関係が今まで以上に急速な勢いで変わってきているということが、たしかに言えることであろうと思います。そういう中での、この栗山町の取り組みであろうと考えておるわけでございまして、我々も今後とも参考にさせていただきたいと考えております。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長
熊 高 議 員

10番 熊高昌三君。

市長から答弁をいただきましたけども、13日からの一般質問が始まり、いろいろ議会の議論をし、私も一般質問等の状況をみさせていただきますが、今の市長の答弁にもありますように、一般的なお答えという形が非常に多いかなというふうな気がしております。

ですから市長の意とするところが何になるのかというのが、我々は掴みかねておると、私だけかもしれないけども、非常に掴みかねるとというのが、私の実感であります。市長もよく例に出されたり、御存じだと思いますが、合併しないまちの代表選手といいますかね、矢祭町、ここらの合併しないという宣言をした後の、いろいろ取り組みというのを新聞紙上等でしか私も理解しておりませんが、例えば職員の経費削減を45億あったものを30億にし、15億の削減をして、それによって財政調整基金を3億9千万積んだということもありました。あるいは犬山市だったですかね、ここらも給食の民営化をし、そのなかから浮いてきた1億数千万のものを市が独自に臨時教員を雇って60数人でしたかね、雇って、市の独自の教育施策をすると、そういった新しい取り組みもされておると、そこに見えるのはやはり、今日も市長が亀岡議員の質問にも答弁されていたように、国とか県とかそういったものは確かに財政が厳しくなっておる、だからその部分をどうやって市独自の政策で埋め合わせをしていくか、あるいは先取りをしてやっていくか、それが問われておるんじゃないかなという気がします。

これまで、市長は高宮町時代に国あるいは県のパイプを通じて非常に積極的な施策をされてきた、そういったながれが、今、非常に元がないということで厳しい状況になってきたということでありますので、当然そこらの方向性の転換というんですかね、そういうものが必要だということは市長もよく御存じであろうと思いますが、そこも含めて市長のリーダーシップというんですかね、その辺が我々には見えてこないという感じがしております。今日の質問の中でそこらを議会と行政という関係を、もっともっと市長の信頼をいただいて、本当に施策の段階から、議会あるいは当然先ほどの市民、さらにはさっきもありました民間企業の発想、そういったものを含めてですね、しっかり政策段階から双方の力を出し合うような、そういった方向が必要ではないかという意味で、今回の質問をさせていただきました。そこらが、市長の本音の部分がどこら辺にあるのかなという気が私もしておりますので、ぜひとももう少し踏み込んだ意味での議会と行政の関係、あるいは市民との関係、そういったものをもう一步踏み込んで、市長の腹の内もしっかり出していただくような、そういったご答弁を希望したいというふうに思います。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

ここからは答弁書に書いてありませんので、あるいは私の私見になるかもしれませんが、お許しを賜りたいと思います。新しい時代の流れに対応して、どのように新市の施策をやるかというのは、どこの合併した市町村も同じ思いであろうと思います。しかも、時代の流れで一番大きな課題というのは財政的な行き詰まりがどこもきておる、これ財政的な行き詰まりというのは、国が行き詰ったそのとぼっちりが地方に来たと、こういうことであるわけでありまして、それで、いわゆる皆さんどっこも生き残りを賭けた合併で合理化をしていこうというのが一番大きな合併の狙いでありました。合併せん町は合併せん町なりに、本当に腹をくくって合理化をはかってきておる、こういうことであるわけでありまして。

今後の基本的な考え方というのは、やはり住民に情報を公開しながら住民自治のまちづくりをどのように、ソフトの面のまちづくりですが、やってくるかというのが一番今後の課題であると思います。ハードの面はやはり年次計画でやっていけば、いつかはハードというのはできあがる。しかしハードだけで、本当に住民の自治組織がちゃんととらんと、住みやすい地域にならんと、こういうことで、そういう意味では32の地域振興会をまず立ち上げる、これは合併建設計画の基本の中にあつた問題でございまして、合併してから出てきた問題ではないわけでありまして。そういう意味では、私はよその地域に比べれば、そういう自治組織というのは、よその市町村に比べれば一歩先んじていっておるといえるように考えるわけでありまして。これもやはりすべて理想的なことにはいきませんので、やっぱり人口が多いところはなかなか合意が取れないところもありますし、この自治組織の規模が、何戸の規模が適正かということも今後やはり実践する中で探っていくにやあいけん、という課題であろうと思います。そういう意味では私は合併後、一歩進んできておるんではなかろうかというように思いますし、特に今後いろいろな行事を、事業を進めるなかで、住民の意見を聞くというのが大事な課題でありまして、特に今回の第2庁舎・総合文化保健福祉施設の建設につきましても、議会で特別委員会をつくっていただき、議会の皆さんのいろいろなご意見を聞かせてもらおう、また、住民のサイドでは住民サイドの委員会をつくっていただきまして、それぞれの住民の代表の皆さんのご意見を聞かしてもらったと。この住民の代表の委員会の委員長を務めてもらいました、森俣教授がこないだも話しをするなかで、今まで行政というのは大きな建物をつくる時も、行政のサイドで設計図組んでこのようにしますと、それを議会が議決してもらおうかどうかということになるわけなんです。今回の安芸高田市の場合は、そういう点では非常に住民の意見をくみ取るシステムをつくったと、それはやはり森俣先生八方のその委員会等にも出て行って、これは安芸高田市のひとつの新しい試みであろうと思うと、こういうように評価をいただいておりますので、そう

いう点ではかなり私は前に一つ一つ行っておると思います。しかし、具体的な行政の機構改革等については、まだ、私は手についたばかりというように考えています。職員の数についても、今、消防抜きで一般職450ですが、これは大体行政100人に1人とされておりませんが、そうすると340人～350人ということになるかと、まだ現在30人くらい合併後、減しておりますが、それでもまだもう100人、基準から言いますとですね、しかし、実際には分権等もありますので、仕事が増えてくるということがありますので、そこまでは無理と思いますが、それでもまだやはり多いということでございます。というのはそれぞれ6町では、かなり人数がおらなできんことも、6つ一緒にすりゃあですね、仕事の効率があがってやはり職員も減せると、そういう点では順次やってくる必要があるかと思いますし、組織を合理化すれば、今度はそこにおった職員の職をどうするかということも考えながら、やらにゃあいけんということでございますので、ご指摘のように先進的なとこに比べれば、あるいは不十分といわれるかもしれませんが、我々も合理化に努力していっておるところも評価をいただきたい、このように考えておるところでございます。

松 浦 議 長

以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

市長言われるように私は評価を全くしていないというわけではありませんし、むしろ評価をし、さらにもう一歩ずつスピードアップをしてほしいという思いでお話をしておるわけですね。というのが、スピードアップというのは2年を経過しているんなら市民に痛みを求めているということなんですね。例えば、最近でも、これは収入役の方に関係するんか分かんませんが、予算が決まってそれぞれの団体の交付金とか、いろんなものが3月いっぱいに出ておるんかなという気がしておると、そういったものがまだ4月、5月にならんと出んというようなこともなかにはあるようです。そういったところからして、市民はやはり一緒にやっといこうと言いながら、市民にばかり痛みを求めておるのではないかと、そういった感情を持っておるということも実態なんですね。そういった意味で、市長も一歩一歩着実に特に住民自治との対話をしながらやってこられているというのは非常に、全国的にも評価されるし、我々も評価をさせていただいておるということなんですね。やはりもう一方、特に市の組織の中の改革というんですかね、ここらが少し遅れ気味なんじゃないかなと。やはり市長の温厚な人柄の政治手腕というのが、ある意味いい部分もあるでしょうが、やはり部長あたりの皆さんがもっともっと本当に積極的にその部の責任者だというような意識を持って判断して行って、その部分は責任を持たすからやれよというくらいの感じは、今のところ、すべてではな

いですが、かなり感じられないというのが実態なんですね。そこらの組織というのを変えていく必要があると、そのためには、市長言われるように議会とともに知恵を絞って、市民も協力してやらないと、みんな痛みを分かちためには、やはりそれぞれの理解をしてもらわんと、そういったかなり英断というのはできんと思うんですね。

そういった意味で、議会も信頼していただいて、しっかり情報をいただきながら、ともにそういう改革をやっていくんだという、我々も外から客観的に見るという立場の時代ではないと思うんですね。そういう意味で、市の職員さんも含めて、市長の500人近い者が部下だ、という私は感覚ではないんですね。我々議会の者にとっても市の職員というのは、我々の手足になって動いてくれる、そういった人材だというふうに思っております。そういうことだからこそ、もっとも情報をしっかり議会へ公開してもらい、あるいは市民との対話といいながら、まだまだ市民に先々という形の情報提供というのはまだ少ないんじゃないかなという気がするんですね。3月の議会の後の中国新聞でしたかね、中橋支局長が書いておいて、市長は非常に気分悪かったんでしょうけども、議会と円満にやっていくというような記事が小さく出ておりましたよね。そういったことも含めてですね、やはりそういった見方が市長にされておるということは、まだまだそういった部分が市長の部分からしっかり明らかにされてくる必要があるんじゃないかなというように気がしておりますので、国に頼り、県にすぎるとい時代は終わったというなかで、むしろ市民、企業も含めてですね、議会、行政の3者が一体にならないとできない改革であると思いますんで、特に矢祭町あたりの取り組みがなんでできたんだろうかと、研究されたんかも分かりませんが、やはりやっておるといところがあるということは、我々もできるんじゃないかという可能性はあると思うんですね。合併をして矢祭町のようにさらに厳しい改革をしていけば、これより強い行政組織というのではないと思うんですね。そういったことの、ひとつ期待をしたいと思っておりますんで、再度、そういった思いというのを、決意というのを聞かせていただきたいと思っております

松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 6つが合併をいたしまして、所帯が6倍以上になったと、こういうことで、職員の数も消防も含みますと500人を超える職員がおるとゆう、こういうなかで私自身も500人の職員の名前も、その性格もまだ分かっておらんと。分かっておるのは私のおるフロアーぐらいのことで、それでさえも、この職員はどういう名前かのうというような、やっぱりそういうような状況です。かつてのそれぞれの町村はですね、60人、70人、100人と全部ここの子はどこの子じゃというところまで分かっていた。やっぱりそういうところまで掴んどらんと、な

かなか合理化というのはできんなあというのを、今つくづく感じています。しかしそんなことを言ってもそれはいけんの、それぞれの部署の責任のある職員がですね、それぞれやっぱり責任をもってやっていく、これがやっぱり組織であろうと、ですからかつての、その合併前の町村というのはひとつの家族のようなものであったと。今度は、合併後は、組織として動かにゃあいけんという。この組織をどのように動かすかというのがまだ十分でないような、わたしは気がします。そういう意味で、今回は助役2人制、副市長を2人置いて、その市長の意向が十分すぐ反映できるような、そういうような組織にせんと、今までの旧町単位の考えでは、なかなか組織改革は難しいというのを、この2年で痛感をしてきております。

そういう意味では今回2人助役になりましたんで、私は一步これで進んでいくと、いうように考えておりますので、今後、そういう意味でいいご提案、ご提言を叱正をいただいたというように考えて、今後一層行政の合理化へも頑張っていきたいというように考えております。

松 浦 議 長

以上で、熊高昌三君の質問を終わります。

~~~~~

松 浦 議 長

続いて、通告がありますので発言を許します。

14番 入本和男君。

入 本 議 員

議長。

松 浦 議 長

はい。

入 本 議 員

14番、あきの会、入本和男です。先の通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

支所の充実について、(1)広報「あきたかた」新市の一体性を早期熟成するために各機関相互の人事交流や本庁と支所、支所間での異動とあるが、内容について伺います。(2)支所の職員減の説明をお願いします。(3)業務内容による本庁の支援策は、特に危機管理対策について伺うものでございます。(4)補助金の審査会の審査状況を伺うものでございます。

2番目として、人的業務委託について、財政効果について伺います。財政効果というのは投資効果に対して、効果しておけば金額が上がっても、私はプラスだと思っておりますので、そういう面で伺っとるわけでございます。

3番目に足下におかれたい、現在試行運転をしておりますけど、今後の生活交通確保については、先進地等を視察されて試行運転が済んだらしばらく検討するでは、現在利用されておる人の形から見ても非常に不便をかけ、また、逆行するのではないかと思います。隣の町の北広島町においても、大朝と新庄地区を7月1日から企業の協力を得て運行をされる予定になっております。しかも、太っ腹にですね、財政面は企業会計を見て、ちょっと疑問を感じたんですが、不用額、負債額が出たら、行政が負担するという非常に太っ腹な形で進行される

のでちょっといかなもんかと私は疑問を受けたんですが、そこまで生活交通のアクセスというものを市民の皆さんはウエイトを置いて行かれるんだと、その決断されたことに敬意を表しとるわけですが、安芸高田市においても試行が済んだ時点で、すぐ次の段階に継続できるような形にするのが現状ではなかろうかというかたちで、今後の対応と先進視地察研修はどのようにされているのか何うものであります。

4番目に子どもの体力づくりの推進事業について、これも、5月号の広報に中学校の運動部活動を助成し、活動の活性化を図り、地域、家庭、学校が一体となって、健康教育を推進するとあり、また、中体連においても学校長が部外者コーチを認めても良いようになっているが、現在の実績はどのようになっているのか。この例えが、私は野球なんです、先だつての土日に、土曜日は自治労の大会がありました。そして明くる日はここ主催の、防犯主催の中学校の大会がありました。その中で、私がここに地域、家庭、学校というなかで一番思ったのは、自治労の大会が、チーム力は確かに悪いんですよ。フライが捕れそうな球が捕れない人がおるわけなんです。しかし、チーム力といたら、特に大竹支所のキャッチの方だったんですけど、ライトの人がフライが捕れるのに捕らない。グローブにあてるのに捕らない。それでもやはり、弱者に味方というか、弱者が一生懸命、へたな人が一生懸命やっとな人を励まし、みんなで楽しくやって勝利へ向かう前進の姿を見せていただきました。半面、小学校とか中学校のベンチの言うたら、おんどりゃー、すんどりゃー、なにしよるなという声が飛んで、これは本当の、我々が望んだスポーツを通じての教育というのは、それではないんじゃないかと、いうふうに思いました。ある面では、スポーツというものは体力をつくるわけですけど、指導の仕方を間違ったら、障害者をつくることになるわけです。私も過去20年間、そういう形で、スポーツ少年団という形で見てきましたけど、小学校の時点で、方向を間違うと肘がまがらなくなった子がおりましてし、腰が痛くなったというふうにあります。よって、これは非常に大事なことだと思いましたので、改めてここで。

次の慣行の取り扱いについてですけど、これは、去年の12月に同僚の渡辺議員がですね、質問されとります。たまたま私も気持ちがある時にあったんですが、重複しとるということで、私は取下げさせていただきますけど、せっかく先輩がいいところにまちづくりの、市民の憲章、市木、市花、都市宣言等というふうな非常にいい合併協定書の中に書いてあるにもかかわらず、これはやっぱり安芸高田市用の総合計画をやっていくにしても、憲章とか木とか花とか、いうものは市章を決めるときと同時に私は今となってはすべきではなかったかなと思うわけです。というのは、やはり物事するうえにおいては、地域づくり、環境づくり、公園に木を植えるにしても市の木を植えたり、

花を植えて、今日も百選とっておられましたけど、そこらあたりにも木の林をつくり、花をつくった。これが市の花というような提言もできますし、地域振興会でも現在いろんなかたちでやっておられます。その中に、過去の町の花とか木はありますけど、全体を深める意味を言いましても、そういうかたちが私は足下に置いておかずに、それは早急に実施されているような計画があるようになってはいけないと思います。そういうかたちで改めて半年経過してきた今日何うものがあります。

以上の点について、市長並びに教育長に伺います。

松 浦 議 長

ただいまの入本和男君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの、入本議員さんのご質問にお答えいたします。

本年4月1日付の職員の人事異動は、総勢165名、異動率で申し上げますと32.9%と、昨年に比べますと比較的大幅な異動になったわけでございます。その中でも議員ご指摘の新市の一体性の醸成という観点から、本庁と支所及び支所間の配置換えに配慮し、165名の異動者の中で31名をこれに充てることとしております。また、各機関への人事交流で19名の職員を配置換えしており、交流という形での配置換えは全体の3割に達しておるということを考えております。

次に、支所職員の減員についてのご質問でございますが、最大の要因は、昨年度末13名の退職者に対しまして、新規の採用を一切行わなかったことによるものでございます。退職者の不補充に対応するため、本庁各部局で減員が可能かどうか、あらゆる角度から検討いたしました。新たな施策や重点事業等への対応を余儀なくされ、やむを得ず現在の体制を取らせていただくことになったわけでございます。新たな施策や重点事業は、例えば介護保険の制度改正に伴う地域包括センターの新設や、地域高規格道路対策室の設置、また第二庁舎・総合文化保健福祉施設の建設などがあり、いずれも新市建設においては欠かすことのできないものでございます。

今後においても、職員数は年々減少することは明らかです。そのため、職員数に応じたスリムな組織への移行は必要不可欠でございます。簡素で効率的な組織を目指して、本年度、具体的に組織改革に向けた検討を行うとともに、合わせて職員の能力向上を図る研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に業務内容による本庁の支援策、特に危機管理対策についてのお尋ねでございます。先ほども申し上げました事情により、支所の職員数を概ね2から3名減じておりますが、これらのことは行政改革の過渡期において、避けて通れない現実であり、本庁支所間の連携や事務事業の合理化、効率化などにより、市民サービスの低下を招かないよ



う、行政内部において可能な限りの努力をすべきと考えております。しかし、議員ご指摘のとおり業務の内容によっては、日々管理を必要とする施設を多く抱える支所もあることから、実情に応じた連携、応援体制を普段から整備しておく必要があるかと考えております。特に、災害に対しては、いつ、どこで、どのように発生するか、また拡大するかが予測できないため、普段からシミュレーションを行い、危機管理体制を整えておく必要があると認識をしております。具体的には、職員派遣により、本庁、支所間の応援態勢を、現在整えておるところでございます。

次に、補助金審査会の活動状況についてというご質問でございますが、補助金につきましては、限られた財源の中で、適正な市政運営を目指すという観点から、新市発足以来、平成17年度及び、本年度の予算調製段階において一律削減という方法により、予算の抑制を図ったところでございます。一方で市の単独補助金につきましては、合併前から、一部では既得権として取扱われているという実態もでございます。本市といたしましては、市民の皆様に公平で満足していただける、質の高い行政サービスの提供をめざして、現在、行政改革の取り組みを実施しておりますが、この一環として、補助金の見直しを行うための準備をいたしているところでございます。具体的には、市民への説明責任の確保と透明性の向上という観点から、補助金についての交付基準及び評価基準を明確にし、これに基づいて行政内、及び第三者期間によって、評価を実施することといたしております。第三者の組織によって、評価を実施することにしております。なお、第三者組織として、行政改革懇話会へ補助金審査検討委員会を、仮称でございますが、補助金の審査検討委員会を設置し、この委員会へご意見を参考とさせていただきながら、平成19年度の予算へ反映をさせていきたいと考えております。

次に、人的業務委託についてのお尋ねでございます。現在行っています人的業務委託は平成17年度より実施しており、その内容は保育士及び保育所給食調理業務、学校給食調理及び寄宿舍運営業務、公共施設管理業務、一般事務業務と大きく区分して4つの業務になります。

お尋ねの財政効果についてでございますが、基本的にコストの比較は、従前の臨時職員等を雇用していた場合の賃金等の額と比較するのではなく、委託業務をすべて正規職員で対応した場合の人件費と比較した場合、どれほどの効果が見込まれるかということだろうと思っておりますが、単純に平成16年度の決算額と平成17年度または18年度の予算額を比較し、評価することはちょっと困難であろうかと思っております。

なお、今後においては、年々退職していく職員に対しては、2割程度を補充するとともに、事務移譲等により事務量が増えれば、どうし

ても指定管理者制度を含む、民間活力の導入を考えざるを得ないと思っております。したがって、今後とも、行財政改革の面から、業務委託の内容を精査いたしまして、その運用の適正化を図りたいと考えておるところでございます。

次に、生活交通確保対策の今後の対応についてのご質問にお答えします。

ご承知いただいておりますとおり、本市におきましては合併後、平成16年度に乗合バス運行路線の再編を基幹とする、スクールバスや、へき地患者輸送車の活用や予約乗合タクシーの導入により、様々な地域の実情を勘案した安芸高田市生活交通確保計画を策定したところでございます。平成17年度からは、この計画に基づきまして、乗合バス路線の再編、市内タクシー事業者への協力による予約乗合タクシーの試験運行を実現したところでございます。予約乗合タクシーにつきましては、議会へ報告いたしましたとおり、利用登録者の皆さんへアンケート調査の結果をみますと75.1%の市民の方が本運行を望まれておられ、現在は利用していないが、将来は利用することが考えられるため、ぜひとも継続して欲しいという強い要望もいただいております。このため、本運行へ移行するための目標平均利用者基準の見直しや、運行ルート of 再編などを検討し、利用促進を図るとともに、本運行へ向かって、作業を進めていく予定にしております。

以上のとおり、当面は、大幅に再編した乗合バス路線の課題を整理しながら定着するように、予約乗合タクシー制度を今後とも充実していきたいと考えております。ただ、地域によっては、多様にニーズと課題がありますので、地域振興会等の具体的な取り組みについては、ご相談にも応じ、適切に対応していきたいというように考えております。

次の体力づくりにつきましては、教育長の方から答弁をしております。

松 浦 議 長  
児 玉 市 長

もうひとつ、慣行の市の花とかいうのは市長じゃないですか。

慣行の取り扱いについてという項がもうひとつございました。

慣行の取り扱いについてのご質問でございます。

昨年12月の定例会で、渡辺議員さんからも同様のご質問をいただいております、市民憲章、市の花、市の木などの制定に係る状況と実施計画についてでございます。合併後にこれらを調整することとされていた県内の他の自治体の状況は、2市で市の花、市の木の制定が合併後行われております。それから1市で現在公募中、1市でまだ未定ということになっております。

本市におきましては、合併3年目を迎えます市民の一体感の醸成

を図る意味におきまして、できるだけ早い時期に制定したいと考えておりますが、性急な統一は難しい面もあり、各地域の状況も尊重しながら慎重に進めたいと考えております。制定にあたっては、市民の皆さんの意見が、企画段階から十分反映できる仕組みを取り入れるべきであろうと考えておきまして、現在、去年の10月の段階で三原市と三次市が市の花、市の木の制定を合併後しておられますし、現在庄原市は、募集中ということでございますし、江田島市についてはまだ未定ということでございますので、安芸高田市も早急に取り組みをしていくように今考えておるところでございます。

松浦議長  
佐藤教育長  
松浦議長  
佐藤教育長

続いて、答弁を求めます。

議長。

教育長 佐藤勝君。

それでは、先ほどの入本議員のご質問にお答えをしたいと思います。子どもの体力づくり推進事業についてのご質問だったと思います。

児童生徒の健やかなからだの成長のためには、体力、運動能力の向上をはじめ、さまざまな角度からの取り組みが必要となります。とりわけ、心と身体が急速に発達する中学生の場合を考えてみますと、運動部活動は大きな比重を占めてまいります。質問の中にもございましたけれども、子どもの体力づくり推進事業といたしましては、中学校の運動部活動の活性化を図るための補助事業として、スポーツエキスパート活用事業がございます。

これは、中学校を中心とした運動部の充実を目指して、地域から専門的な技術指導のできる指導者を派遣する県の教育委員会の補助事業でございます。平成18年度の例で申し上げますと、市内5中学校で8つのクラブが、この制度を活用して指導をしていただいております。なおその際指導者は、いたずらに勝負にこだわらず、スポーツを通して、全人教育をするという視点に立って、指導にあたっていくことが非常に大切だと考えております。先ほどの指摘もございましたけれども、このことは指導者として、もっとも心得なくてはならないことでございます。今後、そのことがないように私の方からもいろんな機会に話は進めてまいります。時には日頃練習を一緒にしておるということで、厳しい言葉が飛ぶかもわかりませんが、そのことがかえって子どもにとっても良いということもあるわけでございます。いずれにいたしましても、周囲から見ておる人が、そのことによって不快感を持つということがないように、是非ともしていきたいと思っておりますし、それがやはり指導者としての大切な心得だと思っております。

以上でございます。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問がありますか。

入本議員  
松浦議長  
入本議員

議長。

14番 入本和男君。

今回私は、資料要求しておりますので、その件もありまして質問させていただきますけど、最初の異動の件でございますけど、まず異動者名とか異動者率とか、それから人事交流の19名とかいうのは、これは数字だけなんです。この内容だと私は思うわけなんです。内容が本当に人事交流になっているのか、と申しますのは、合併当時、支所から本庁へ、それからこのたびの人事で本庁から支所に帰ったんだけど、スタートが例えば甲田から本庁に来て、甲田の人間が甲田に帰ったんでは、これは私は人事交流とか異動とかいうのはあまり意味をなさんといったら語弊があるかと思いますが、それは本来の姿ではないというような気がするんです。と申しますのも、それでは失礼な言い方になるかも分かりませんが、このたびの人事異動をみますと、吉田町の職員が1名ほど支所に出ておられます。しかもですね、その役職が担当課長で出ておられるんです。私も不勉強で分からないんですが、例規集を見させてもらおうと、支所には担当課長とか主幹を置くようにはなってないんです。これがどっかの運用であるなら、私の不勉強のところでも正してもらわなければならないんですが、そういう意味もこのたびの資料を見ましても、主幹が3名また、担当課長が1名というような全体の支所を見てもあるわけなんです。この人事はどういうところからされておるのか私も分かりませんが、そういう面も不信に思うわけでございます。やっぱり例規集に沿った人事交流されるのが、本来の姿ではないかと思うんですが、そういう人事交流されするのは、どういう面があってされたのか伺うものでございます。

また、これも甲田のことで非常に言いにくいんですが、支所長というものは本来、市長もですね答弁のなかに支所長たるものは旧の町長であると言われとるなかでですね、非常に地域振興課というものにウエイトを置かれておると、それでこれが甲田町でなかったらもっと言いやすいんですけど、よその町だと言いやすいんですけど、なぜこれが振興課長と兼務でやられとるのかというのが、あまりにも兼務というものを支所の充実と言いながらですね、いちばん大切な部署、まあどの課も大切なんです、いちばんウエイトを置いてかれる地域振興と言いながらですね、支所長がそれだけの技量があるいわれれば、私がまた愚弄したようになるんで失礼な言い方になるかもしれませんが、私は基本的にはですね、支所長というものは市長の任期中は、やっぱり支所を充実してくれよと、意見交換を連携してですね、ある程度の方向づけしてやられるのが筋ではないのかなと思うんです。今のやり方みると、13名の退職者で大体平均的に2名、向原が3名でしたかね、あとは2名ぐらいの減でですね、退職者数が表面的にはですね支所に、見方によってはですよ、数字がそこに合体するような数字になる。そうすると、先日の助役の発言のなかに部長並びに支所長ともど

も、人事の話し合いのなかで事務量の削減があったのかなと、そういうかたちで改革があって、そういうふうにされたんかなと思うわけなんです。私はまだそこまで行っているような気はしないんですが、それで行っとるんならそうかなと私も理解しないといけないんですが、このたびの支所長兼務する課長、今後また来年、当事者もおられるようでございますけど、その方があいたときにそういう形をとられるんかどうか、総合計画で言われておる支所の充実と言いながら、兼務がはたして本当に仕事を発揮できるんか、そのことも伺いたいわけでございます。

そういう人事になったということは、多分支所長も納得されたわけだと思ふわけなんで、人事ですから、口を挟むことは我々もできないわけでございますが、事情の内容等を聞くことは私はできるんではないかというふうに思っております。その点において、このたびのそういう経緯、協議内容のなかでそういう形になったかを伺うものでございます。

支所に関する形で、緊急体制もそうなんです。普段からシミュレーションを行い、防災体制を早急に確認し、本支所間の応援体制をとるとなっておりますけども、この梅雨時期と先日の地震等がありましてですね、本部と支部と、本部と支所との連携が思うんですが、本部はですね、失礼な言い方になるんですが、吉田には支所がありませんので、当然、本部と支所が合体になると思うんですね。それで本部はどこに置かれて、吉田支部を置かれて支部体系がどの程度ですね、このたび整ってきてるんかなと思ふわけなんです。昨年度の実例が話されたようにですね、支所から本部に電話したら本部が解散しておったと。本来は、本部が一番最後に解散して支部が解散した後に、本部が解散するというのが本来の姿であろうと思います。そういう体制がどのようになっておるのか伺うものであります。それで、非常時の用品がですね、各本部並びに支部に土のうとか食料とか毛布とかですね、どの程度整備されているのか伺うものでございます。

補助金のところでございますけど、補助金も合併協のなかにうたってあるもののなかには一律カットとはうたっていないんですね。私も資料をもらいましたけど、この合併協のところうたっている要綱はですね、各種補助金、交付金等については従来からの経緯、実状等に配慮しながら、法的必要性、有効性、公営性の観点から見なしたうえで新市において調整すると、ここに文言が書いてあるんで私が読まなくてもいいかと思ふんですが、一律一律というのは、本来の合併協のやり方からすれば逸脱しておると、私は思ふんです。やっぱり本来のこの合併協に従った処置をしていくのが、本来の姿であろうと思ふし、その新市になって調整するというふうになっとるということは、調整ではありませんよね、一律カットというのは、それも調整いわれたら私も理解に苦しむんですが、そのところをどういうふうにご考慮お

られるのか伺うものでございます。

19年度に反映する言われますけど、委託料とか負担金とか補助金とか、深めたら現在話題性になっておる経費の問題言われるんですしたら、随意契約等の、各支所に持ち寄った場合のですね、1社にやった場合、1億ぐらいすぐへたすれば75%の入札率とかいうように聞いたらですね、業務体系も旧町の時代から言うたら変わっていると思うんです。その内容をどのようにして19年度にまだ検討委員会ができていないのにですね、19年度に反映されるというので、大変私は現地で調査が必要かと思うんですが、その点について19年度にどういう形で反映されるのか、具体的にお聞きしたいものでございます。

それから、人的業務委託ですけど、これは私は財政効果というのは、これは男女共同参画にも大きく影響しておると思うんですよ。経費がかかってもですね、地域で働く人がおられてですね、それは非常によいことだろうと思うんです。財政面を圧迫いうんか、削減を求めものもひとつの手かと思えますけど、そこらを総合的に考えてですね、このたびの調理員の移管について、給食センターに向けての人事異動かということですよ、全部、業務委託されまして、職員は小学校とか保育所の分をやられた。これは市長さんが申される給食センターに向けての人事か、その点を伺うものであります。このたびの契約内容でございますが、契約はどの時期にだれがしておられるのか、また、勤務時間数はだれが決めてるのか、それから、私も去年の3月には助役はじめ収入役がですね、人的業務の文書を説明の議事録を読んでみたら、非常にやさしく対応するようなことが書いてあるんですけど、現時点ではですね、なにかちょっと弱いものいじめのような契約内容とか契約時期になっているのではないかなと思っております。私の勘違いだったかもわかりませんが、社保というものは、私は民間に行ったら全員なるような錯覚しておったんか、そこら押しが足らなかったんか分かりませんが、そういう安心感がありますよと、行政が管理した場合はそういうものはないけど民間委託になると社保がついて安定した、その点についてこのたびでも、ここにある資料では、事業団では102名のうち44名が社保の対象外になっておるという形なんですよね。時間数も足りないからそういうふうになってくるということになると、昨年との比較がないから分からないんですが、そういう面でも非常にほとんど女性でありますので、事業団の場合は、女性の立場においても、男女共同参画からみても、そういう面が感じられるわけです。保育所の調理員というものは、人的業務になって、隣の三次の例でいったらいけんですが、食の安全からしてこれは行政説明として業務委託で保護者の方に説明責任はいると思いますが、それを果たされているのか伺います。

それから生活交通ですが、これはもう私もずっと前から言っておるんですが、もう生活交通の場合は、もう今のようにこういう本が

1冊になってですね、どこも実行してやらなければいけないという資料がたくさんあります。もうだから先ほど市長さんもやる時期に来ておると言われたので、試行運転が済んだ時点ではですね、私もあえてよその例がどうじゃこうじゃ言いませんので、試行運転が済んだと同時に本行運転に切り替えるだけですのね、諸準備をしていただければと思います。

慣行のかたちですが、これはよそが先にですね、私らのところが合併が先でよそが先にやるとかという問題ではなくて、本市としては、その難しい、性急な取り組みは難しいと先ほど言われましたが、やはり、前向きな姿勢が私はどうしてもいると思うんですよ。難しいものを後回しにするんじゃなくて、難しいものを先にやっていくというような意欲がほしい、と。そしてこれがやっぱし、記念行事のときにはそういう花とか木とか、それから憲章を見てですね、地域づくりをしたらいいんじゃないかと思えますんで、この具体的な計画をお知らせいただきたいと思えます。

それから教育長の子ども体力の件ですが、これも資料もらったんですが、実際問題として、現在、向原高校ではハンドボールが男女ともインターハイ出場する。これはやはり指導者の環境が整っているという面もあるかと思うんですよね。それで、このたびのワールドカップにしてもサンフレッチェから駒野さん、近隣でいえばカープの選手の梵とかいうのがやっぱし出とるんですよね。と申しますのも、現在、議会広報においてもですね、子どもさんの夢を載せとるわけです。その中にはバスケットじゃ、サッカーじゃテニスじゃとそれは当然野球もありますけど、そういうなかで子育ての中においてですね、先生というものは転勤があります。そうするとですね、やっぱしそこで温度差がつくと。その中に顧問さんを入れておられる学校がありました。しかしながら部活に足らない学校がまだ4部あるわけです。全く知らない人が指導するということは、先ほど申しましたように夢に向かって行くのではなくて、体を逆の方につくってしまうという、それから癖というものは小学校でついたら中学校、中学校でついたら高校というように直りません。目的を達するときには体の故障になることがあります。そういう面で教育と、教育長が言われるようにですね、地域という言葉が入る以上は、指導者のバンクをつくってですね、そのバンク指導の資格をしないと、現在ここで言われている人がおられますけど、外部指導が14名おられますけどですね、この人の資格というものを教育委員会がどの程度把握されてですね、教育長言われましたようにプロの選手をつくる場所ではないんですよね、成長過程において心と体をつくる、そのなかでですね、中体連も将来5年くらいしたら中体連は離すんじゃないというような、ちょっと投げやりな先生の言い方もあったり聞いたりするんですが、それはそれとしてですね、地域が子育てするということになれば、やはり、外部からの指導者の資格、

それから団塊の世代でちょうどそういう専門的にやってこられて、健康の管理また技術的な指導できる人を、やはりそういう環境を整えてあげないと、子育て、子育て言いながらいけないんじゃないかと思えます。予算等がですね、どの程度補助金もろうと思うんですけど、やはりスポーツを愛する人というのはなかなか金目当てではなくて、やはり将来の子どもに夢を叶えるために力を貸そうというかたちはありますんで、銭にこだわるのではなくてそういうところにやはりウエイトを置いてもらいたいというように思えますんで、その点についての考えをお聞きするものでございます。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

まずはじめに市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

最初の、支所、本庁間の人事交流という問題でございます。

人事異動に伴う交流ということでございますが、それぞれ支所にも本庁にも、今までの事情がございまして、例えば支所を大幅に異動させたときに、住民から全然知らん人が来とって、どうかというような苦情も来ておるところもあるわけでございます。したがって、そこらはやっぱり支所の住民の対応をどうするかというようなことも考えながら、私は人事異動をやっていかにゃいけないんじゃないかと、このように思います。ご指摘のように、ばさっと支所、本庁間の交流をせいということになれば、それはそのとおりにやる方法もあるわけでございまして、今回の異動で、いろいろ意見はあるんです。吉田の人間がほとんど本庁の関係において、異動しとらんじゃないかと、こういう意見もあるわけでございます。それはそれなりに支所との関係の事情があってですね、支所の事情もやはり考えんにゃあいけないということがありまして、我々としてもその点の市民対応との関係を考えながら、異動も考えていくというようにしておるところでございます。また、危機管理体制の問題でございますが、去年の実態から言いますと、かなり雨の降る支所と降らなかった支所があるわけでございます。したがって、47年災害並みの雨が降っていたところもありますし、また支所によっては早く雨がやんだところもあるわけでございます。そういうところで、全部の安芸高田市内の災害が心配がないなった時点で、全員解散ということにするのがええんか、やっぱりこれ以上災害が出んというところは、早くその体制を解散した方がええかと、こういう問題もあるわけでございまして、非常に広域になっておりますから、こういうことで、1日の残業手当を計算しましたら、あの日は一晩で700万円残業手当がいったと、こういうようなことがございまして、銭金の面で災害をどうこういうことはどうかと思えますが、やはり実態にあって、やっぱり支所ごとの解散をすると、そういう方法も考えていったらどうかということ、こないだからそれぞれ支所長会議で検討してきておるところでございます。

補助金の問題でございますが、なかなか合併して今ちょうど2年た



ったわけでございます。予算つけるのは2年経ったわけでございますが、これを削ってあれを残すいうんがなかなか難しいというんで、結局一率1割ずつカットさしてもらったと、こういうことでございます。ちょっと今数字を持っておりませんが、大体200団体以上、金額にして単市で5億くらいの、補助団体への補助事業があるわけでございまして、かなりのこれは市としては大きな課題になっております。ですからこれを今年度から申し上げましたように、補助金審査検討委員会で検討して、これは本当にいいか、続けにゃあいけんか、減額してもええかという検討をしていきたいとこのように考えておるところでございます。人的委託業務につきましても、特に今回の整理したのは、調理でも正規の職員と人的委託の職員が一緒にやるところもありますんで、そこらはちょっと整理したほうが、人事管理上いいんじゃないかなろうかということで、人的業務の委託でやる部署、それから正規の職員でやる部署、というようにちょっと分けさしてもらったと、こういうことがあります。

それから生活交通の問題については、今一応試行段階がほぼ終了しましたんで、それをもとにして再検討するということになるかと思えますが、どうしても皆さん全員が満足のいくところまでいかないところがあります。これはご了解をしていただかないけんと思えますが、先般も小原の振興会の会議で汽車の連絡が悪いということがありました。これはなぜかという学校に通学の生徒を優先してやっておりますんで、どうしてもそれを優先すると汽車の時間に間に合わんようになるとこういう問題もございまして、いろいろの事情があります。また後ほど担当それぞれ部長の方からも補足の答弁をさせていきたいと思えます。以上でございます。

松 浦 議 長

続いて、再質問の答弁を求めます。

佐 藤 教 育 長

教育長 佐藤勝君。

それでは先ほどの再質問の答弁をさしてもらいたいと思えます。議員ご提案いただきました人材バンクの登録ということにつきましては、単に運動部活動だけに限りませんけど、文化的な面においても必要なことだろうと思えますし、そういう登録をされておる方をお願いをして、伝承芸能とかいうことについてもご指導いただいたり、運動部の指導していただいたり、あるいは現代は学校において邦楽ということも学習するようになってくるんです。極端に申しますと、琴とか三味とかいうことについても音楽の時間に学習するようになっておるんです。音楽の先生といいましてもすべてが万能ではございませんので、そういう場合にはそういう人の力を借りたり、市内の学校では習字という授業もあるわけでございますが、そういうときにはほとんどプロ級の人にですね、おいでもらって指導してもらおうということもございませぬ。そういうのを学校が知らずにおったのでは、皆さんの協力を得ながらですね、協力して育てるということにはなかなかつながらないだ

ろうと思いますので、今後、このことについて努力してまいりたいと、このように思っております。ただ、その方に集まっただいて市の教育委員会で講習をするということについては、ほとんどプロ的な技術まで持っておられる方に指導するというたはおこがましいということもちょっとございます。というような関係で、今後、研究課題にさせてもらいたいなというように思っております。

次にいろんな活動で学校等へご指導いただいとるという地域はですね、大変うれしいこととございまして、よく新聞等で先般はある学校の地域の人に手筈をつくるのを手伝ってもらおうというのが中国新聞にも出ていましたけど、そういう面から言いまして、学校の教育活動のスケジュールのなかで、その計画とあるいは指導の内容について十分連携をとっていただいて、ご指導いただくということについては、より一層の教育効果が高まると思っておりますので、今後とも進めてまいりたいというように考えております。以上でございます。

松 浦 議 長

続いて、答弁を求めます。

増 元 助 役

助役 増元正信君。

人事の関係につきまして、私の方からも少し述べさせていただきたいと思っております。ご指摘のとおり人事異動の内容が問題なんだというご指摘でございました。まさにそのとおりでございます。職員1人1人を動かしていくということにつきましては、我々もそれなりの決意を持って動かさなければならないというふうに思っておりますし、適材適所が基本でございます。そういった思いではございますけれども、18年度の異動につきましては、職員の異動希望調査といったようなこともひとつのシステムとしてとらさせていただきました。それが100%そのようにはならないということとでございますけど、やっぱり職員が、自分はどういう技能を活かしたい、どういう道に進みたい、そういうものもあるんじゃないかということで、初年度の試みとして、18年度取り組みをさせていただきまして、若干の反映もさせていただいておるところでございます。また、事業の目的に沿って、人材なり、能力を持った人を配置させていただきたいということで、担当課長制等もひかせていただくなかで、情勢の整備を重点的に取り組まなければいけないと、そういうことで、やはりそれだけの能力を持った方に異動いただくといったような思いで、本庁から支所へといったようなことも取り組まさせていただきました。支所におきます担当課長制につきましては、やはり規則と、法的な整備はしなければいけないということで、現在、そういう整いはさせていただいております。支所長さんと業務管理課長の兼職がどうなのかということがございましたけれども、できることならば兼職というのは避けたほうが良いというふうに思います。それぞれの職務を専念していただくことでの職であるわけとございますけど、全体の総数が減っていくなかで、兼職もやむを得ないということで、他にもそういった形での課長さん

に兼職をしていただく、あるいは部長さんにも社会福祉事務所の所長を兼職していただくと、そういったような形で取り組まさせていただきます。ただ、これもこれまで地域づくりに関わっていただいていたという実績もあるわけでございますから、そういった分野を大いに生かしていただきたいという思いはございますし、そういった形で現在もですね、奮闘をいただいておりますというふうに思っております。また、支所と本庁の関係ですが、当然、合併当初、支所の充実ということがございました。我々もそのように今現在も思っておりますけれども、2年間やるなかで課題はないのだろうかということで、支所長さん等も実態のお話をさせていただきます、特に業務管理課等につきましては、一応本庁で統括する。支所は支所であり予算がないなかで業務を管理しなきゃいけないといったような、一種の二重行政の弊害もあるんだという実態も浮き彫りになってきております。そういったなかで、今年度、例えば保健師さんにつきましては、本庁一括といいましょうか、二重行政というようなことがありまして、業務の見直しをしなければいけないということで、これは今の支所から、減員だけをみんな支所に当てはめたんではないかというご質問でございましたので、それは全体のなかでの減ということでございますけれども、支所の業務の見直しということはやっていかなければいけないと。現在の、これまでやってきたことのなかにそういった課題もあるというふうななかでは、今後19年度等に向けましてはですね、もっと抜本的に同じ業務でもスムーズに行けるような人材、人事配置をしたいということでのその経過的な部分としての、今年度の18年度の人事配置というふうな意味合いのことも思っております。

私の方からは以上でございます。

松浦議長

入本議員にちょっと問います。

入本議員

答弁漏れはありませんか。今までの中で。

箇条書きに聞いたら、箇条書きに答えてもらわんと、今のよう支所長は業務管理しとるんじゃけ、その理由はと聞いとるんじゃけ、こうこうで才能があったけそういうふうになりました、とかそういうふうに答えてもらわんと、来年度のことじゃなくて現実のことを聞いとるわけですから。

松浦議長

わかりました。

ということでございますので、執行部はひとつ、そういう答弁して下さい。

それでは総務部長、答弁を求めます。

新川総務部長

補助金の審査会の活動状況ということでございますが、現在、こうした補助金の改革につきましては、基本方針を定めさせていただき、補助金整理合理化プランというものを作成させていただいたところでございます。そういう状況を行財制政改革の一環のなかで、この精査というものを進めさせていただきたいというふうに思っております。

考え方といたしましては、当然現在、補助金を交付しておる各原課の方から、やはり調書を全部つくりだして、そうした必要性また公平性、効果性、そういうものをですね、条件的に整理をさせていただきたいというように思っております。それと、評価基準というのを定めさせていただきながら、必要性また公平性、透明性という枠の評価段階というものを整理をさせていただきたいということで方針の検討基準というのを定め、その補助金の必要性、廃止、縮小、継続、発展という項目等も定めさせていただきたいというふうに思っております。現在、こうしたプランを一応整理させていただき、現在、人選等の行財政改革の一環のなかの懇話会の委員の皆さんの中から、お選びをさせていただきたいという状況でございます。また後の危機管理に対する関係、また人的業務につきましては総務課長の方からご答弁させていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

高杉総務課長

業務内容というより、本庁の支援策のなかで危機管理のなかで特に本部と支部との連携はどうなるとるかということでございます。特に吉田につきましては、基本的には本庁直轄というふうななかたちでの取り組みをしてまいりましたが、昨年から吉田支部というのを各支部と同様に設置いたしまして、その本部のなかの一部にその区分けをしまして、吉田支部を担当する担当部長も置きまして、そこでの対応をするようにしております。ただ、その災害時に対する備品等、備蓄等がどうなるとるかという質疑でございますが、これができてはおりません。一部、非常食等につきましては消防の方で確保されておりますが、その食料にいたしましても、避難所の毛布等につきましても、それが十分に対応されておらんというふうなことになっております。これにつきましても順次整備をするように考えております。それから人的業務委託でございます。これのなかで契約時期とかその時間数とか社会保険の加入状況等が質問をされました。契約時期は4月1日ということでございます。今年の契約につきましては、17年の実績等を加味しながらその時間数についての契約をしております。ただその契約のなかでは、指定管理等に移行した施設もございます。それを除いた分の契約となっております。社保加入でございますが、これは週の勤務時間数によって、社会保険に加入すると、それができるとかできないというふうなことになっております。それに基づいての社保加入がされておるということで、この比較をしましたなかにおきましても、適切にその事務についてはとられておると認識をしております。それから保育所の給食で職員が担当した部分を人的業務委託の方に振り替えたということでございます。これにつきましては、その人についての業務委託をお願いしたということで、保育所業務そのものを民間委託したということではございません。したがって、保護者等へ

の説明はなされておりません。

以上でございます。

松浦議長 以上で、再質問の答弁を終わります。

再々質問がありますか。

入本議員 再質問の答弁漏れについてお伺いします。

松浦議長 どこが答弁漏れですか。

言って下さい。

入本議員 今、言いましたように支所長と兼務した、課長を兼務した件は明確でないので再度、明確にお願いいたします。

それから支所長の先ほどありましたんですが、支所の苦情があるため、事情があるためと、人事の異動のなかで支所間の問題がある、その事情というものは公表できるものかできないものか、どういう支所長とのやりとりがあったのか、その理由を聞かせてもらわないと、この人事交流の意味が分からないんですよね。だから部長並びに支所長とやられたということは、このような体系をとられたという理由が分からないと、広報に書かれておる6項目の趣旨が伝わってきません。そういう意味で、聞いているだけなんで、どういう協議の内容で支所の者が本庁に行って、本庁のものがまた支所に帰ったと、苦情があるというようなその内容をお知らせを願いたいというふうに思います。

それで、将来、人員減、退職者が出た場合に事務量の関係で聞いとるのは、支所というのはどんどん人数を減らしていくのかということと、支所長が退職する場合は次の課長があがって、支所長がまた兼務するのか、その将来展望も聞いとるわけですが、その答えもないんで、それも聞いとるわけでございます。

松浦議長 以上3点ですね。

ただいまの確認、答弁漏れのなかの答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 支所と本庁の交流、入本議員さんのご趣旨は交流をしっかりとやれと、そういうようなご趣旨と承っておりますのでございまして、これについては、今後、十分異動のなかで検討していきたいと思っております。ただし、先ほども申し上げましたとおり、組合員と市民と支所との関係も考えながら、私は人事異動をやっていくということが、支所のエリアの市民の皆さんのことを考えているというように考えておりますので、そういう観点から人事異動をやっていかにやあいけんというふうに考えております。

松浦議長 もう一点の答弁漏れについて、答弁を求めます。

助役 増元正信君。

増元助役 先ほどもそのように申し上げたつもりでございますけど、支所長さんと地域振興課長の兼務につきましては、それなりの実績もあり当然能力もあらわれるわけで、現在取り組んでいただいておりますところを兼務で引き続きお願いしたいということで、4月1日にお願いしたところ

でございます。

以上です。

松浦議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

入本議員 議長。

松浦議長 14番 入本和男君。

入本議員 私も、前に議長から注意を受けたんで、意見をなるべく言わずに、本文だけを質問しとるわけなんですけど、ちょっと質問が多かったなと、ご迷惑かけとるんではないかなと思っとるんですけど、ここまできたらちょっとやらにゃあいけんと思っておりますんで、その点ご理解いただきたいと思います。

さっき言いましたように例規集に載っとる運用いうのはできると判断して、どういうかたちでできるんか教えていただきたい。本来なら主幹とか担当課長を置けんというのじゃないですけど、書いてないんですよ。本庁には書いてある。そういうところを、担当課長を例えば八千代には担当課長は置けないのにわざわざ置いとるという、その理由はどういうところの例規集の運用でできるんか聞いとるんですよ。それが、主幹いうのが3名おられて支所に、担当課長が1名おられるんですよ。そこを聞いとるんですよ。わたしら素人なんで、プロの人が、例規集に従ってやっておられる方に説明を受けているわけなんです。わかりやすく説明してもらわないと能力あるけえないけえではなしに、そういうふうに、分かりやすくそのために質問しとるわけなんで、その点をよろしくお願いします。

市長に伺うんですけど、やっぱり支所充実と言われるなかで方針は変わってないと思うんですよ。それで、このたび当初からいうたら22名からだんだん減になってきておる気がするんですよ。それでこのたび18名とか、分室においても1名減とかあるわけなんです。将来、がんがん絞って、市長が任期満了ごろには出張所にするんだとか、いやいやその後も支所にして、今の支所長のかたちでやっていくんだという、最後に支所というもののあり方をここで聞きしたいのが、ちょっとぐらついた人事がありましたもんで、ちょっと不安になったわけなんです。その点をお聞きしたいということなんです。

それと、私が危機管理体制のところで行ったのは、よーいどんで支所と本庁が解散しなさいというわけじゃないんです。支所というものは本部の指示を仰いで動くんだから、本部が、向原は解散よし、甲田もよし、美土里は水害が多いから待てと、待機と、そういうふうなかたちでいっとるわけですし、本部の司令によって動くのが支部の体系ではないですかと伺がとるわけでありまして、私が全部よーいどんで残しなさいといっておるわけではございませんので、その点、誤解のないようお願いしたいと思います。すべてやはり本部の指示を仰いで、支部が動くのが本来の姿だと私は思っておりますので、例えば甲

田町で人探しになったら本部はやはり本庁から来た方が支所で本部長であってそれが指揮をとって、その支部長が団長になれるんか、支所長になれるんか、分かりませんが、それで本庁の方が甲田支部解散というふうに指示を出されて、本部が解散するような形のほうがベターではないかと言っとるわけでして、決して人件費云々という問題のなかでちょっと誤解があったというような気がしますんで、私はその点、念を押しておきますし、そういう形であろうと思いますし、本部というものもそういうあり方ではなかろうかというふうに私は思っとるんで、その点の再確認をする意味で市長の考えをお聞きするものでございます。

あまり長くなっても、本来ならまた次にも委員会等もあるんで、これはもう動いているものなんで、置いとくもんでもない、次の9月の定例会まで待って云々する問題でもないんですね。そういう点で、私もちょっとこの場を借りて、伺っとるような状態です。人的業務におきまして、契約にいくんでも、私が言うとは、1ヵ月前に行っとるんならいいですが、当月に入って契約に行ったりですね、勤務時間数ですね、それは財政を抑えるために勤務時間をこうせいとか、実態よりか金額で先に押しつけとるような実態を確認しとるから、こういう質問をしとるわけなんですよ。やっぱり支所、分室の現状を十分に理解して、財政効果というものは金がかかっても市民が中心だと市長が言われるように、金がかかったけど市民が喜んでくれたのならむしろがもうちょっと他のところで始末しようやとかいうようなかたちになるのが本来だと思うんですよ。支所の充実というのは。だけど、支所の人数は減される、分室の任務は今のように勤務時間を下げられる、それでサービスはどんだんせい、本庁は全然その人数もですね、100人多いといいながらですよ、それでまだ臨時も抱えておると、それでは筋が通らんのではないですか。表向きは非常に文書ではいいことをここに今書いてあるんですよね。人事交流でも私は事情が分かれば、それは別に思いません。書いとるのは、市の広報紙がそういう人事のことを書いとるんですよ、人事のことを。6項目に分けて。全然違ったかたちになってくるんで、おかしいなと思って私は伺っておるわけなんで、非常にこのたびは兼務者が多くて、本当に人がおらんのかいのかと思ったりするわけなんですよ。このたびの役職によってかえって人件費が、役職を上げたためにですね、人件費が上がるというケースもあるんじゃないかと私は思うんですよ。このたびの補正でも人件費人件費、異動のため異動のため、そのプラマイをチェックまで私はようしとりませんが、やはり昇給も少し我慢してもらって、そういう配慮があってやっぱり地域に貢献してもらいたいというのがあるわけです。だから決して私がああしてもらいたいとかこうしてもらいたいとかじゃなくて事実に基づいて質問しとるし、それから書類に基づいていっとるんでその点誤解のないように正すことを言っとるわけ

です。ただ1点、危機感のなかで生の声がありますので、この声を聞いていただきたいと思います。

現在、安芸高田市の土木業者は受注料の減少から人員整理、手持ちの機械を処分などして会社が小さくなっています。地域的な仕事のよたから地域によってはさらに小さくなっている会社もあります。

町はその典型ではないでしょうか。このような地域では災害が起きたとき、今までどおりの対応ができるか疑問があります。仕事がない現状で安芸高田市の要請に応えられる業者も応えられない業者も出てくるかもしれません。災害時に要請を受けられないことがおきて、災害時にひどくなることのないように災害時の協定や正確な業者の内情を調査すべきだと思います。これから梅雨時期に入ります。安芸高田市の調査と対策をお願いします。やっぱりこういう危機管理をもった業者もですね、育ててあげてください。今日の入札にもありましたけど。やっぱり近くの業者を頼っておられるんです。何かあったらすぐにと。危機管理いうものは今日の地震というものは、今日の明日にあるかも分からない、そういう面ですね、やはり、声からまた必要性から出ているものがありますんで、その点をご理解いただきたいと思います。

ちょっと私も多くの質問をしすぎてあれじゃったんですが、答弁するときにはやっぱり箇条的にぼんぼんと答えてもらったほうがいいと思いますんで、最後の質問に対しての答弁をお願いします。

松 浦 議 長

再々度の質問に答弁を求めます。

児 玉 市 長

まず市長 児玉更太郎君。

災害時の対応については、去年は合併当初であるということである課題もあったわけですが、去年の課題を整理しながら、本年は取り組みをしていくということで、今それぞれ本庁支所間の連携を強めているところでございます。人事の異動、あるいは人の削減の問題については先ほど来申し上げておりますとおり、本当に財政が危機的な状況になりつつあると、こういうなかでどうしてもその人件費の削減をせざるを得んと、こういうことのご理解は賜りたいと思えますし、当面100人の人を減らしてもなお人は多いんじゃないかと、しかし分権が降りてくるなかで、それぞれ職員に無理をお願いをすることがあると、いうことも我々も十分承知をしております。そういう意味で支所の皆さんにも痛みをお互いに分かち合っていたきたいということをお願いしたいと思います。そうは言っても、町民が来たときに支所で対応できんことがあってはいけませんので、その点は十分考慮していきたいと、このように思います。また、支所で現在やっておりますいろいろな業務のなかでも、もう少し合理化し、本庁に統合した方がええんじゃないか、というような仕事もございまして。例えば水道下水の管理等についてもですね、それぞれ支所の職員がですね、電話を持ってですね、24時間やっぱり対応せんじゃあいけんとか、ちょっと故障があれば、ピーが鳴って行かじゃあいけんとか、そ



うようなことがそれぞれの支所で大変職員にも負担になつとるんじやなかろうかとかこういうようなこともあります。そういうものをやはりもう少し職員に負担のかからないような合理化の方法はないだろうかというようなことも、今後検討していく必要があるかと思ひますんで、支所ばかり合理化するんでなしに支所と本庁がお互いにやはり合理化をしていくということが必要であろうということのご理解を賜りたいと思ひます。また、先ほどの土木業者の非常に厳しい声も我々も聞かせてもらっておるわけでございます。したがって、特にそういう公共事業についてはもうほとんど市内の業者に入札をお願いしとるということで、できるだけ市内の業者を育成していくという基本線でやっていきたいと思ひますが、何分にも公共事業が減ってくるというのが実態でございますので、我々としても非常に悩んでおるところでございます。しかし、単市でやる事業というのはなかなかもう今後難しくなると思ひます。しかし、国の事業、あるいは県の事業でやる事業には公共事業にはなお余力があると思ひます。現在でも用地が調整できないために、2年も3年もせつかついた事業費を流していくという実態があります。これは非常にもったいない。ここをやりたいと思うとるのになかなか用地が交渉できんとかいうこともありますので、そこらは市としても単市の公共事業は減ったが、そういう国・県の公共事業をまだまだとってくる余地はあると、これは問題は用地調整なんです。ということでそこらの努力はしていきたいというように考えています。

松 浦 議 長

あの例規集のはどなたが答弁してですか。

答弁を求めます。

総務課長 高杉和義君。

高杉総務課長

支所に担当課長、主幹が置けるように例規に載っていないということでございます。例規につきましては3月末に市職の運用に係る規則の一部改正というのを行っております。それによりまして、また後日例規集の差し替え、追録等で整理をさせていただきたいと、こう思ひます。それと災害の本部と支部の関係でございますが、ご指摘のとおりでございます。ただ人探し等が発生した場合には、それぞれその現地におきまして現地の本部を設置いたします。そこでその責任者を選定いたしまして、それによつての対応をしていくということでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

入本議員に再度問ひます。

答弁漏れはありませんか。

入 本 議 員

ありません。

松 浦 議 長

以上で、入本和男君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし散会いたします。

議事の都合により明日16日から22日までを休会といたし、次回は23日午前10時に再開いたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~

午後2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員